

門真市新体育館建設基本構想

平成24年9月
門真市教育委員会



門真市イメージキャラクター
「ガラスケ」

はじめに

【新体育館建設計画の背景】

本市では、平成19年に策定した「門真市都市ビジョン」を受け、本地区内に立地する公共施設について、平成21年3月に策定した「幸福町・中町まちづくり基本計画」において、生涯学習複合施設として体育館・文化会館・図書館を検討すべきとの考えを示した。その後第一・第六中学校統合に伴う新校建設用地確保のため、平成22年度において市立体育館を解体した。

これを受け、平成22年度から実施した庁内における公共施設のあり方の議論の結果、体育館についてはできるだけ早期に建設することとした。

このような経過により、平成23年7月に策定した「門真市財政健全化計画・中期財政見通し」や、平成24年3月に改定した「門真市都市計画マスタープラン」において、建設スケジュールや建設候補地などについて概略を示した。

【基本構想の位置づけ】

本基本構想は、「門真市第5次総合計画」におけるまちの顔づくりという観点から、都市景観を構成する上でのランドマークとしての役割、街並みや周辺エリアにおけるまちづくりとの調和を踏まえたうえで、これまでの施設の問題点、新体育館建設時の課題、市民のニーズ、体育施設の社会的な動向を土台として、利用者の視点に加え、学識経験者の知見、行政の実務者レベルの議論による多面的な観点から検討を行い、多くの市民のみなさんから親しまれる新体育館の建設に向けた基本コンセプト、整備方針等を具体的に示すものである。

I. 現況調査編

1. 門真市及び計画地域周辺の概況

1-1. 門真市の概況	2
(1) 人口	
(2) 地形と都市構造	
(3) 産業	
(4) 歴史・文化	
1-2. 上位計画等	5
(1) 門真市第5次総合計画	
(2) 門真市都市計画マスタープラン	
(3) 門真市幸福町・中町まちづくり基本計画	
(4) 生涯スポーツに関する計画等	
(5) 景観に関する計画等	
(6) 防災に関する計画等	
(7) 環境に関する計画等	
1-3. 計画地域周辺の位置付け	12
(1) 門真市北西地域 都市計画用途地域	
(2) 建物現況	
(3) 計画地域周辺の都市構造	

2. 門真市の体育館施設の現況・問題・課題

2-1. 体育館施設の現況	16
(1) 体育館施設の概要	
(2) 施設の利用状況	
(3) アンケート結果に基づく利用状況	
2-2. 体育館施設の問題点	27
(1) スポーツをする習慣が身についている人が少ない	
(2) 機能の偏りと個人利用の難しさ	
(3) 不十分な諸室・諸設備	
(4) 駐車場・駐輪場の不足	
(5) ユニバーサルデザインへの配慮の不足	
2-3. 体育館施設の課題	28
(1) スポーツに興味をもってもらうためのソフトとハード	
(2) 利用したくなる新体育館の整備	
(3) 多様な個人・団体が利用できる施設整備への配慮	

3. 体育館施設の動向

3-1. スポーツ・運動をめぐる社会的背景	30
(1) 誰もが親しみをもてる施設	
(2) 少子高齢社会への対応	
(3) 自然災害に備える	
(4) 環境への配慮	

3-2. 事例テーマⅠ：誰もが親しみをもてる施設	31
(1) 多様化するスポーツ・運動への親しみ方に応える	
(2) 誰もが使いやすい体育館	
(3) 地域性を取り込んだ体育館	
(4) ニーズに応える付帯機能を有した体育館	
3-3. 事例テーマⅡ：少子高齢社会への対応	34
(1) 日常的な健康づくり	
(2) 子育て世代を支える体育館	
3-4. 事例テーマⅢ：自然災害に備える	35
(1) 防災拠点・避難所としての機能	
3-5. 事例テーマⅣ：環境への配慮	36
(1) 自然資源を活かし、環境にやさしい体育館	
3-6. 体育館整備における留意点	38

4. 新体育館に対するニーズの把握

4-1. 新体育館の利用に対するニーズ	40
(1) 市民のニーズ	
(2) 体育団体のニーズ	
4-2. 新体育館の機能に対するニーズ	43
(1) 市民のニーズ	
(2) 体育団体のニーズ	
4-3. 新体育館に対するニーズの整理	45
(1) フレキシブルに利用できる諸室の充実	
(2) 多様な利用形態に対応	
(3) 地域交流の場の創出	
(4) アクセス環境の充実	
(5) 誰もが使いやすく快適な空間	

Ⅱ. 基本構想編

5. 新体育館建設基本構想

5-1. 新体育館建設基本構想	48
(1) 新体育館の3つの位置づけ	
(2) 基本コンセプト	
(3) 施設の構成	
5-2. 整備方針	52
(1) 導入機能の設定	
(2) 部門別整備方針	
5-3. 配慮すべき事項	54
(1) アクセス・動線への配慮	
(2) 景観への配慮	
(3) 防災への配慮	
(4) 環境への配慮	
(5) その他配慮すべき事項	

Ⅲ. 参考資料編

参考資料

参考資料 1. 門真市新体育館・生涯学習複合施設建設基本構想・基本計画策定委員会 58

(1) 設置要綱

(2) 委員名簿

1. 門真市及び計画地域周辺の概況

1-1. 門真市の概況

- (1) 人口
- (2) 地形と都市構造
- (3) 産業
- (4) 歴史・文化

1-2. 上位計画等

- (1) 門真市第5次総合計画
- (2) 門真市都市計画マスタープラン
- (3) 門真市幸福町・中町まちづくり基本計画
- (4) 生涯スポーツに関する計画等
- (5) 景観に関する計画等
- (6) 防災に関する計画等
- (7) 環境に関する計画等

1-3. 計画地域周辺の位置付け

- (1) 門真市北西地域 都市計画用途地域
- (2) 建物現況
- (3) 計画地域周辺の都市構造

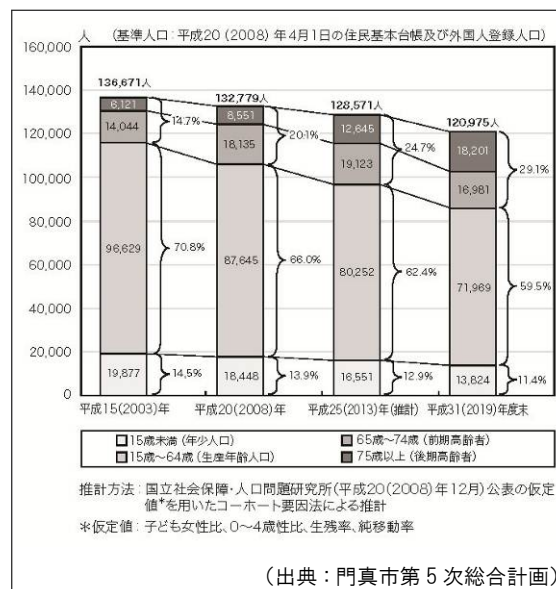
1-1. 門真市の概況

(1) 人口

門真市の人口は、平成 22 年の国勢調査では 130,282 人であったが減少傾向にあり、国立社会保障・人口問題研究所の推計では平成 31 年度末には約 121,000 人と推計されている※¹。

これまで生産年齢人口の割合が比較的高く、高齢化率が低い状況であったが近年は急激に上昇しており、65 歳以上人口の割合は、平成 31 年度末には 29.1%と、全国や大阪府全体と同じ程度の高齢化率になると推計されている※¹。

このような人口減少と高齢化に対し、第 5 次総合計画では、平成 31 年目標人口を 125,000 人と設定し、若い人たちを中心に定住化に努めることとしている※¹。



将来人口の推計

(2) 地形と都市構造

門真市は、地形が平坦で小さくまとまりのあるまちである。自然環境としては、市域中央に古川が流れており、弁天池公園にまとまった緑がある。市民一人当たりの都市公園面積は 1.00 m²と大阪府内で下位にあり、身近な緑地・公園空間の確保が求められている※²。

市域中央には国道 163 号が東西に、府道 15 号八尾茨木線が南北に通っている。また、市域西側には近畿自動車道(門真 IC)と府道 2 号大阪中央環状線が南北に通り、市域東側には第二京阪道路(第二京阪門真 IC)や府道 21 号八尾枚方線が南北に通っている。

鉄道は、市域の北側に京阪電鉄本線(西三荘駅、門真市駅、古川橋駅、大和田駅、萱島駅)と大阪モノレール(門真市駅)が通り、市域の南側には地下鉄長堀鶴見緑地線(門真南駅)が通っている※¹。計 7 つの鉄道駅があるが、市域の南北に偏っている点に特徴がある。

バスは、京阪バスが門真市駅、古川橋駅、大和田駅、門真南駅、門真団地を起終点に市内を運行しており、近鉄バスも萱島駅を起点に近鉄八尾駅まで運行している。

土地利用としては、国道163号以北の北部地域では、既存の商業・業務地において機能集積と高度な土地利用を図るとともに周辺市街地において住環境の改善が進められている。国道163号以南の南部地域では、第二京阪道路沿道を中心に新しい生活・産業エリアを形成するとともに暮らしと産業活動が相互に調和する土地利用が推進されている。



門真市の都市構造

(3) 産業

門真市では、電器産業やプラスチック製造、特産物のレンコンやくわいの生産が盛んである。

しかし、農業については、都市化の波が押し寄せ、担い手不足も発生しており、商業についても小売業年間商品販売額は減少傾向にある。

今後は、農業や商工業の活性化とともに、産業を支える人づくりを進め、これまで培われてきたものづくりの技術とあわせ、産学官の連携による技術革新や地域資源を活かした新産業の創出などにより、経済活力を育む産業構造とさまざまな世代の就業機会を創出していくことが求められている^{※1}。

(4) 歴史・文化

市内には、長い歴史の中で培われた歴史・文化的遺産が多くあり、国指定天然記念物である「薫蓋(くんがい)クス」や府指定天然記念物である「葎島(ひえじま)のクス」、府指定史跡が1件、府指定有形文化財が1件と14の埋蔵文化財包蔵地がある。門真市ゆかりの人物としては、第44代内閣総理大臣として現在の平和憲法の草案作成に貢献した幣原喜重郎(しではら きじゅうろう)や日本ではじめて原水爆禁止運動の組織化を図った安井郁(やすい かおる)などを輩出している。

また、「大阪みどりの百選」に選ばれた「砂子の桜」は、市内で随一の桜の名所となっている。なお、市の木には“楠(クスノキ)”、市の花には“さつき”を選定している。

※1：門真市第5次総合計画（平成22年3月策定）より

※2：門真市都市計画マスタープラン（平成24年3月策定）より

1-2. 上位計画等

本基本構想は、社会教育法、スポーツ基本法などの基本法令のもと、門真市第5次総合計画や門真市都市計画マスタープラン、門真市幸福町・中町まちづくり基本計画、門真市地域防災計画などの上位計画を整理した上で、計画することが必要である。

(1) 門真市第5次総合計画（平成22年3月策定）

まちづくりの基本目標の1つとして、「いきいきと人が輝く 文化薫るまち」を掲げ、また「市民スポーツの振興」を基本施策の方針としている。

そして、主な実施施策としては「スポーツ活動推進体制の充実」や、「市民のスポーツ・レクリエーション活動への支援」を掲げている。

(2) 門真市都市計画マスタープラン（平成24年3月策定）

全体構想での都市づくりの方針のうち、公共施設等の方針の基本的な考え方としては、「教育施設や子育て支援施設、福祉・交流施設等の充実やこれら公共施設のバリアフリー化を推進するなど、あらゆる市民が利用しやすい公共施設等の確保に努める」としており、その具体的方針として、市立体育館の建設を掲げている。

また、地域別構想での地域別まちづくり構想のうち、北西地域のまちづくりの方針では、鉄道駅周辺における魅力ある市街地の再生として、中心拠点における都市機能の強化を掲げ、そのひとつとして、市民の健康増進やスポーツ振興等に寄与するため、市立体育館を新たに建設としている。具体的には、市役所周辺の再整備（北西部まちづくり整備ゾーン）のひとつとして、市立体育館の建設が位置付けられており、地域づくりの方針図には、そのおおよその位置を示している。

(3) 門真市幸福町・中町まちづくり基本計画（平成21年3月策定）

本計画では、中町を「シビックゾーン」、幸福町を「賑わい交流ゾーン」と位置づけ、門真市の顔となる魅力的で質の高い中心市街地の形成に必要なさまざまな都市機能の集積・複合化を図る検討をし、中町地区の導入機能イメージとして、学校教育機能や庁舎機能、公園防災機能、まちなか居住機能をあげている。また、両ゾーンの導入機能を相互に連携していくことも検討している。

本計画における、公共施設導入の基本的な考え方の中で、市立体育館は防災機能向上のため、防災公園に隣接した配置が望ましいとしている。また、規模としては、現状の体育館の規模が望ましいともしている。

また、道路ネットワークの基本的な考え方として、中町と幸福町の間を南北に抜ける都市計画道路梶桑才線の整備とともに、中町・幸福町を東西に結ぶ道路を主な歩行者動線として位置づけ、両地区の連携及び地区の回遊性を高める計画としている。

(4) 生涯スポーツに関する計画等

①スポーツ基本計画(文部科学省 平成 24 年 3 月策定)

スポーツ基本法(平成 23 年 8 月施行)では、地方公共団体は、同法の基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関して、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされている。スポーツ施設の整備等については、地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善など必要な施策を講ずるよう努めなければならないとされており、整備にあたっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障がい者等の利便性の向上を図るよう努めるものとするとしている。

また、スポーツ基本法に基づき策定されたスポーツ基本計画では、今後 10 年間を見通したスポーツ推進の基本方針として、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進や、住民が主体的に参加する地域のスポーツ環境の整備など 7 つの方針が定められている。そして、この方針に対応した今後 5 年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策として、“ライフステージに応じたスポーツ活動推進のため、国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、趣味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも安全にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向けた環境整備”や、“住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブの育成やスポーツ指導者・スポーツ施設の充実等を図る”といった施策が定められている。

②新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について ～知の循環型社会の構築を目指して～

(答申) (中央教育審議会^{※3} 平成 20 年 2 月答申)

生涯学習の基本的な考え方を「生涯学習は各個人が自発的意思に基づいて行うことを基本とし、手段についても必要に応じて、可能な限り自己に適した手段及び方法を自ら選びながら行うもの」としている。

そして、生涯学習の振興方策の展開を図る上で、以下を今後の施策の方向性として考慮する必要があるとしている。

1) 国民一人一人の生涯を通じた学習の支援—国民の「学ぶ意欲」を支える

[1] 今後必要とされる力を身に付けるための学習機会の在り方についての検討

●子どもの学校教育外の学習等の在り方の検討

[2] 多様な学習機会の提供及び再チャレンジが可能な環境の整備

●社会教育施設等を活用した多様な学習の場の充実 ●相談体制の充実 ●情報通信技術の活用 ●再チャレンジ支援 ●学習成果を生かす機会の充実

[3] 学習成果の評価の社会的通用性の向上

●履修証明制度等の活用 ●多様な教育サービスの評価の在り方やそのための質保証の在り方の検討

2) 社会全体の教育力の向上—学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくり

[1] 社会全体の教育力向上の必要性

●身近な地域における家庭教育支援基盤の形成等 ●家庭教育を支援する人材の養成

●学校を地域の拠点として社会全体で支援する取組の推進 ●学校・家庭・地域を結ぶPTA活動の充実 ●地域の教育力向上のための社会教育施設の活用 ●大学等の高等教育機関と地域の連携

[2] 地域社会全体での目標の共有化

[3] 連携・ネットワークと行政機能に着目した新たな行政の展開

また、施策を推進する際の留意点として次の3点が挙げられている。

- ・「個人の要望」と「社会の要請」のバランスの視点
- ・「継承」と「創造」等を通じた持続可能な社会の発展をめざす視点
- ・連携・ネットワークを構築して施策を推進する視点

※3：中央教育審議会は、文部科学省に置かれている審議会である。中央教育審議会には、教育制度分科会、生涯学習分科会、初等中等教育分科会、大学分科会、スポーツ・青少年分科会の5つの分科会がおかれている。

③平成24年度門真市教育の重点（平成24年3月策定）

生涯学習を推進するための生涯学習推進計画の策定に着手しつつ、新しい体育館の建設に向け、これら施設の基本計画の策定に取りかかるとともに、既存の生涯学習施設とも連携を図るために、それぞれの機能充実に取り組んでいくことを目標に掲げている。

平成24年度の重点施策の1つとして「生涯スポーツの振興」を掲げ、市民の健康と体力向上を図るため、スポーツ団体等との協働による市民スポーツの振興に努めるとしており、「スポーツを通じた地域コミュニティの活性化」を促進するとしている。

(5) 景観に関する計画等

本基本構想では、景観法等の景観に関する基本法令のもと、大阪府景観形成基本方針などの方針・計画等を整理した上で、計画することが必要である。

①大阪府景観形成基本方針（平成 20 年 4 月策定）

大阪府景観計画（平成 20 年 10 月策定、平成 24 年 4 月最終変更）

大阪府景観形成基本方針では、基本目標として「美しい世界都市大阪の実現」を掲げ、次の3つの基本方針を掲げている。

1) 自然的特性

『大阪の骨格となる自然軸である「水と緑」の景観構造を保全し、創造し、育成する』

2) 社会経済的特性

『個性と魅力のある都市軸、市街地等の景観を創造し、育成する』

3) 歴史文化的特性

『世界に誇ることのできる歴史・文化等の大阪固有の景観を保全し、創造し、育成する』

また、大阪府景観形成基本方針では、景観上重要な要素を次の通り整理している。

軸景観	自然軸—山並み・緑地軸、河川軸、海岸軸 都市軸—道路・鉄軌道軸 歴史軸—街道軸
地区景観	住宅地区、商業業務地区、産業地区、港湾地区、田園地区、開発市街地地区
点景観	緑・水の拠点、交通の拠点、歴史・文化資源、公共建造物・大規模建造物

また、「大阪府景観計画」では、計画区域を設定し、景観形成基本方針に即した景観形成を推進するための事項を定めている。なお、本市は景観法に基づく景観行政団体ではないため、大阪府が定める景観形成に関する方針に配慮する必要がある。

②大阪府公共事業景観形成指針（平成 20 年 10 月策定）

大阪府公共事業景観形成指針の対象となる事業は、道路、河川、公園、広場など「景観法」における「公共施設」に加え、庁舎等の「公用に供する施設」及び学校、図書館等の「公共の用に供する施設」としている。

特に配慮すべき点としては、1) 自然環境に配慮する、2) 地域性、場所性、歴史性に配慮する、3) 機能面、安全面と景観を一体的に考慮する、4) 要素どうしの関係を考慮する（自然要素、道路、施設など）、5) 様々な視点からチェックする（遠景、中景、近景への配慮、速度による景観変化への留意など）、6) 時間の景観を考慮する、の6点があげられている。

また、公共建築物に関する事業における「景観形成のための視点」として、以下の3点があげられている。

- ・地域の景観の中でシンボリックな役割を果たすこと
- ・地域における建築物のあり方を先導した“手本となる公共建築物づくり”（空間的なゆとり・美しさなどを備えつつ、自然環境や周辺環境との調和や地域らしさの具現化）
- ・長期的・計画的な維持管理による美しく好ましい景観の維持

③門真市緑の基本計画（平成14年3月策定）

緑の将来像として、1）緑の骨格形成、2）市街地の中の身近な緑、3）緑化重点地区を定めている。緑化重点地区の北部地区では、駅周辺に緑の拠点を形成し、特に門真市駅から古川橋駅周辺にかけては、拠点を形成する緑として特に重要な箇所と位置づけている。また、公共施設の緑化推進も北部地区の緑化の方針として掲げ、行政の役割として、小学校・中学校や文化施設、福祉施設、環境関連施設など、公共施設における緑化を推進するとしている。

④門真市美しいまちづくり条例（平成13年9月改正）

本条例は「市民の健康で文化的な生活を保持するため、生活環境の美化に関する行動の基本となる事項その他必要な事項を定め、これらを市、市民及び事業者が一体となって取り組み、地域の美しいまちづくりを推進すること」を目的としている。

美しいまちづくりの推進のために、環境美化活動などの市民活動の推進や緑化推進、良好な地域環境づくり、公共な場所の美化、空き地の美化などの施策を定めている。

（6）防災に関する計画等

①防災基本計画（平成23年12月修正）

最近の災害等を踏まえた防災対策の見直しと、東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化が反映されている。建築物の安全化に関することとしては、天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の転倒防止、エレベーターにおける閉じ込め防止等について追記された。

物資調達等については、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄することや、避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保することとされている。

避難場所については、プライバシーの確保や男女のニーズの違いに関する配慮が詳細に追記されている。具体的には、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策、家庭動物のためのスペース確保、また、女性や子育て家庭のニーズへの配慮として女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置などが上げられている。

帰宅困難者対策としては、大都市圏において、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅する事が困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、地方公共団体は、必要に応じて滞在場所の確保などの帰宅困難者等への支援を行うこととされている。

②門真市地域防災計画（平成 19 年 3 月修正）

災害時の教育委員会事務局生涯学習部の業務は、下記の 5 つであり、小中学校や高等学校、門真市民プラザを避難所に指定している。教育委員会の各種施設の計画にあたっては、避難所としての活用をも想定した検討が必要である。

- ・文化財の保安措置及び被害状況の調査に関すること
- ・施設利用者の安全確保措置及び被害状況の調査に関すること
- ・避難所の設置、管理及び運営に関すること
- ・避難所ボランティア受入れに関すること
- ・避難者の誘導に関すること

なお、地域防災計画は、平成 24 年度見直し中であるため、見直し後の計画における体育館の位置付けを確認しておく必要がある。

（7）環境に関する計画等

①大阪 21 世紀の新環境総合計画（平成 23 年 3 月策定）

新環境総合計画は、府民の参加と行動のもと、「低炭素・省エネルギー社会の構築」、「資源循環型社会の構築」、「全てのいのちが共生する社会の構築」、「健康で安心して暮らせる社会の構築」の 4 つの分野で施策を推進し、「魅力と活力ある快適な地域づくり」を進めていくとしている。計画対象区域は大阪府全域及び大阪湾としている。

地球規模の環境問題への積極的な対応としては、「資源循環の推進」や「大気汚染・水質汚濁・化学物質への対応」に加え、「地球温暖化の防止」、「生物多様性の保全」を新たに施策の柱に設定し、対策を進めるとしている。また、経済やまちづくり等のあらゆる分野への環境の視点の組み込みを推進する、としている。

②低炭素地域づくり計画（平成 22 年 3 月策定）

平成 21、22 年度低炭素地域づくり面的対策推進事業（大阪府門真市幸福町・垣内町・中町地区）

平成 21 年度の事業では、「スプロール密集市街地再開発地区（門真市幸福町・垣内町・中町地区）」における低炭素化対策の先導的モデルとして、エリアマネジメントへの低炭素化手法組み込みの効果的な方策を検討している。CO₂ 排出構造の詳細把握・排出量算定、市街地再開発事業における低炭素化対策面的導入調査（地区・施設プランごとにおける削減可能性のシミュレーションなど）、CO₂ 削減量の目標の検討・設定と事業効果のシミュレーションを行っている。

平成 22 年度の事業では、門真市幸福町・垣内町・中町地区における「低炭素地域づくり計画」をとりまとめている。

低炭素地域づくりのコンセプトとして、次の 4 点が掲げられている。

- 1) 官民連携した低炭素エリアマネジメントの推進
- 2) 熱に着目した対策の導入
- 3) 低炭素な家庭系運輸部門を維持
- 4) 密集市街地における防災拠点としての対応

また、基本方針として、次の 4 点が掲げられている。

- 土地利用及び建物配置レベルでの低炭素化
- 建物基本性能及び設備機器等による低炭素化
- 自然（緑・風・光・熱）を活用した低炭素化
- 駅に近接する立地特性を活かした交通分野における低炭素化

③大阪府木材利用基本方針（平成 23 年 12 月策定）

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年 10 月施行）は、木材の利用を促進することが地球温暖化の防止、循環型社会の形成、森林の有する国土の保全、水源のかん養その他の多面的機能の発揮及び山村その他の地域の経済の活性化に貢献すること等にかんがみ、公共建築物等における木材の利用を促進するため、農林水産大臣及び国土交通大臣が策定する基本方針等について定めるとともに、公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する措置を講ずること等により、木材の適切な供給及び利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、もって森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与することを目的としている。

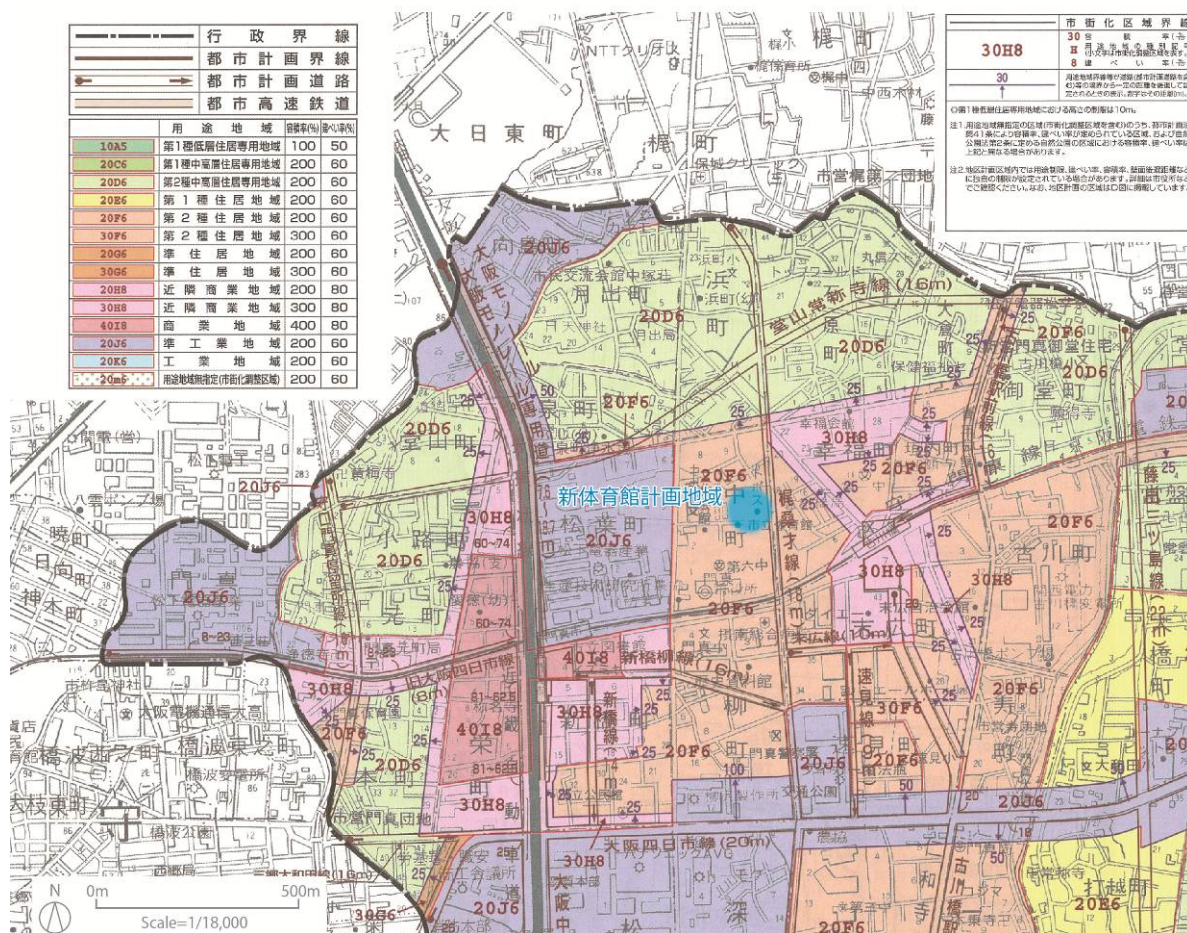
本法を受け、大阪府は、府内における公共建築物の整備や公共土木事業等において、木材の利用を推進するための基本的な事項等を定めるとともに、木材利用を通じた循環型社会の実現に資することを目的として木材利用基本方針を定めた。そして木材の利用を促進すべき公共建築物のひとつとして、市町村が整備する建築物のうち、広く府民一般の利用に供される建築物である運動施設（体育館、水泳場等）があげられている。

1-3. 計画地域周辺の位置付け

(1) 門真市北西地域 都市計画用途地域

門真市北西地域の都市計画用途地域は、下図に示す通りである。

門真市駅及び古川橋駅周辺は商業地域として設定されており、その他、計画地域周辺には住居系、工業系など、多様な用途地域が設定されている。このため、均一的で変化の乏しい都市構造ではなく、幅広い目的をもった人が集まる、多様性に富んだ地域であると考えられる。



門真市北西地域の都市計画用途地域

(2) 建物現況

計画地域の北側と東側は、住居や医療施設が立地し、南側と西側には文教施設及び官公署施設が立地している。中学校の統廃合により建設された「門真はすはな中学校」の周囲の道路は、まちづくり事業により整備が予定されているが、現在の市立文化会館周辺は、狭あい道路が連なった状況である。

また、まちづくり事業区域の周辺という視点で現況をみてみると、北側と東側の区域周辺は、住居施設や医療施設が立地し、西側には業務施設、南側は京阪電鉄の線路敷となっている。



平成 21 年度都市計画基礎調査：建物用途別現況図

(3) 計画地域周辺の都市構造

現況の幹線道路としては、西側を南北に貫く府道 2 号大阪中央環状線が位置し、南側を東西に貫く国道 163 号、中心部を東西に貫く府道 158 号守口門真線が位置している。さらに、府道 158 号に沿って京阪電鉄が通っており、門真市駅から北に大阪モノレールが伸びている。これらの幹線道路、鉄道が北西地域の都市骨格となっており、門真市駅はその結節点として位置づけられる。

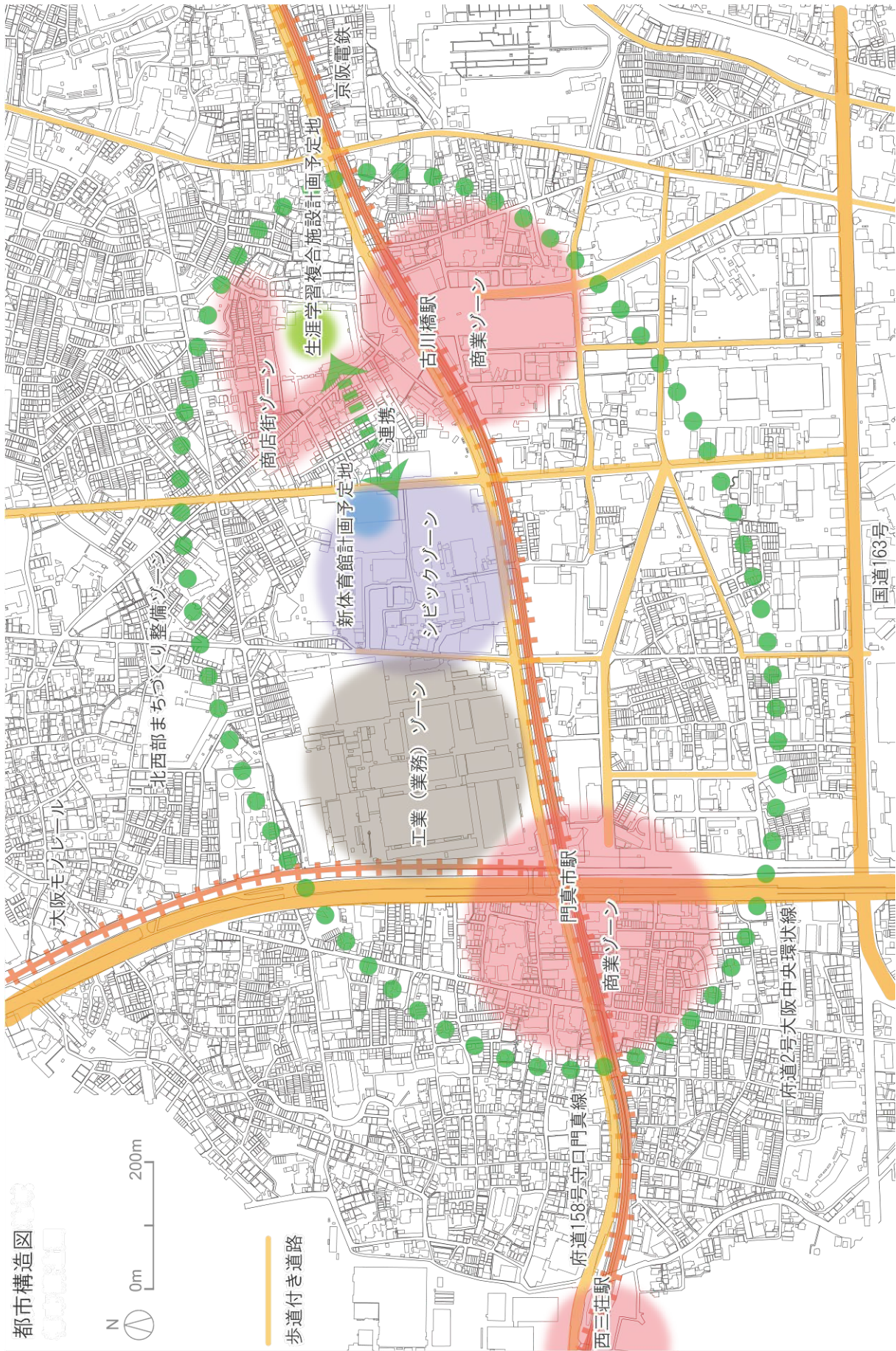
門真市駅と古川橋駅に挟まれたゾーンは、都市計画マスタープランにおいて「北西部まちづくり整備ゾーン」として位置づけられており、駅周辺の商業ゾーンや市役所などの公共施設が集積するシビックゾーン、大規模工場が立地する工業（業務）ゾーンが京阪電鉄沿線に位置している。

また、幸福町・中町まちづくり基本計画では、本施設の計画地域である幸福町（賑わい交流ゾーン）と新体育館の計画地域である中町（シビックゾーン）の連携が検討されている。

歩道の整備状況については、府道 158 号より南側の道路は整備が進んでいるが、北側は歩道が未整備の道路が大部分を占めている。北部には木造密集住宅地があり、狭あい道路も数多く存在しているため、都市計画マスタープランでは、今後「安全な住環境の確保」に向けた整備が求められるエリアとしている。

こうしたなか、新体育館計画地域は、まちづくり整備ゾーンの中心部、シビックゾーンに位置しており、駅からの「アクセスの良さ」、ヒト・モノが集まる「まちの賑わい」が立地特性としてあげられる。また、計画地周辺では、まちづくり事業が計画されており、施設建設ではまちづくり事業における、まちの将来像との整合、及び事業の進捗状況を特に注視していく必要がある。

都市構造図



2. 門真市の体育館施設の現況・問題・課題

2-1. 体育館施設の現況

- (1) 体育館施設の概要
- (2) 施設の利用状況
- (3) アンケート結果に基づく利用状況

2-2. 体育館施設の問題

- (1) スポーツをする習慣が少ない
- (2) 機能の偏りと個人利用の難しさ
- (3) 不十分な諸室・諸設備
- (4) 駐車場・駐輪場の不足
- (5) ユニバーサルデザインへの配慮の不足

2-3. 体育館施設の課題

- (1) スポーツに興味をもってもらうためのソフトとハード
- (2) 利用したくなる新体育館の整備
- (3) 多様な個人・団体が利用できる施設整備への配慮

2-1. 体育館施設の現況

(1) 体育館施設の概要

本市内にある体育館施設※⁴について、各施設の開館年等の施設概要を下表にて整理する。

※4：屋内に体育室やアリーナがある施設のことを、本構想では体育館施設と呼ぶこととする。

No.	施設名称	開館年	室名	分類
1	市立門真市民プラザ体育館	平成19年	体育室、剣道場・柔道場、相撲場	市立
2	なみはやドーム	平成8年	メインアリーナ、サブアリーナ、多目的ホール、トレーニングルーム、会議室(大・中) 他	府立

※上記の2つの体育館のほか、学校体育館は開放されており、市民が予約制で利用できるシステムになっている。

【施設立地図】



1) 市立門真市民プラザ体育館



建物外観



体育室 (2F)



柔道場 (1F)



剣道場 (1F)



更衣室 (1F)



談話室 (1F)

市立門真市民プラザ体育館は、旧門真南高校施設をリノベーションした複合型公共施設であり、市立門真市民プラザ内に設置している。なお、同プラザ内には、体育館以外に市立図書館分館や市立生涯学習センター、門真市教育センター、なかよし広場、いきいきネット相談支援センターを併設している。体育館内には、体育室、剣道場、柔道場、相撲場があり、午前9時から午後9時まで利用可能である。

本施設へのアクセスの方法としては、京阪バス7号線（コミュニティバス）があり、運行間隔はおおむね40分に1本である。駐車場や駐輪場、バイク置場は、門真市民プラザ全体で利用する施設として相当数が確保されているが、大会やイベントの際には不足するという状況も見られる。

バリアフリーの状況については、道路から建物までのアプローチにはスロープを設置しており、車いす使用者用駐車場も整備している。体育館にはエレベーターは設置されていないが、階段に設置された移動リフトで2階へ移動可能である。授乳室については、旧校舎棟の設備の利用が可能である。

2) なみはやドーム（大阪府立門真スポーツセンター）



外観



メインアリーナ（プール）



サブアリーナ



サブプール



トレーニングルーム



大会議室

なみはやドームは大阪府立のスポーツ施設であり、体育館施設としては、フロア・プール・スケートの3つの使い方が可能なメインアリーナとサブアリーナ、サブプール、多目的ホール、トレーニングルームがある。午前9時から午後9時まで利用可能である。

本施設は、大阪市営地下鉄の長堀鶴見緑地線門真南駅が最寄り駅であり、門真南駅にはバス停もあることから、公共交通によるアクセスが可能な施設である。しかし、地下鉄は大阪市方面からの終点駅であるため、大半の市民は、バスか徒歩や自転車、バイク、自動車などの手段でアクセスしていることが考えられる。

体育館施設の付属機能としては、会議室（大・中）やスポーツ情報コーナー、健康体力相談室、レストランがあり、全国規模のイベント開催が可能な施設となっている。

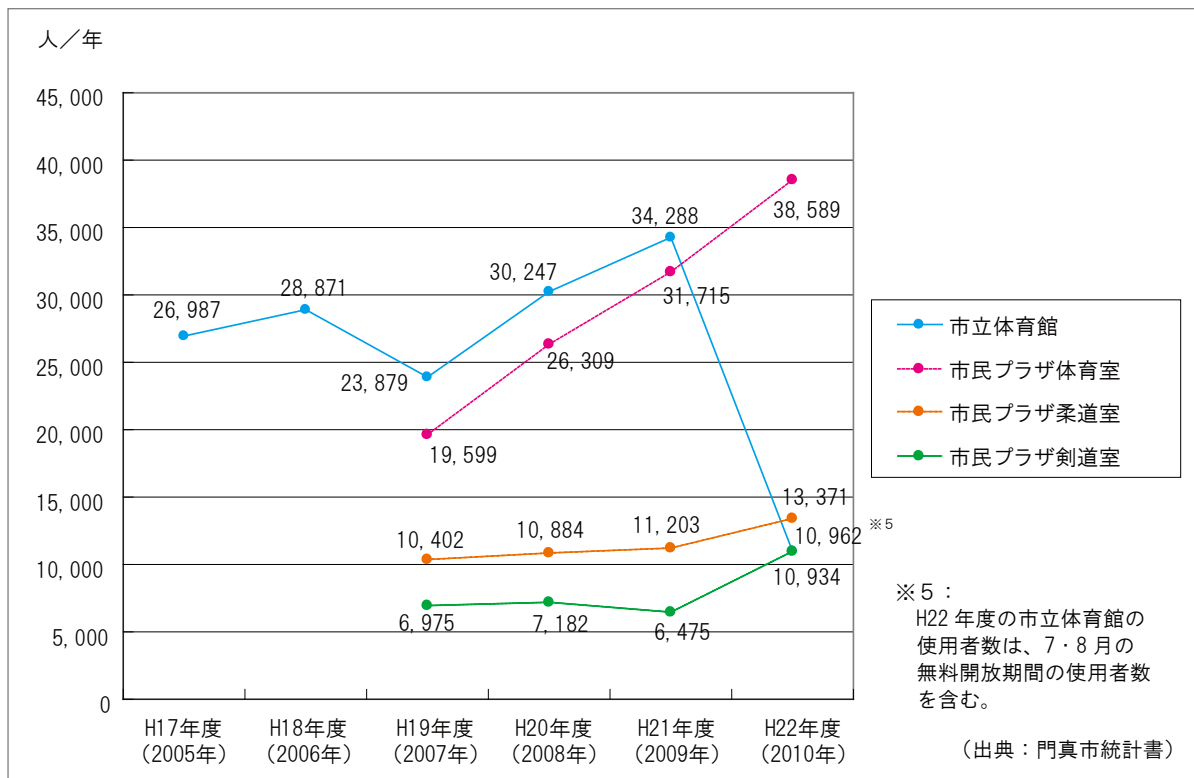
バリアフリーの状況については、道路から建物までのアプローチに段差は無く、車いす使用者用駐車場やトイレ、エレベーターなどが整備されている。授乳室は整備されているが、救護室と併用になっている。また、トイレについては、車いす使用者用トイレは整備されているが、乳幼児用設備（ベビーチェア、ベビーシート）などの子育て世帯向けの設備は設置されていない。

(2) 施設の利用状況

平成 19 年 5 月 1 日に市民プラザが開館したことに伴い、平成 19 年度の市立体育館の利用者数は減少しているが、その後は、市立体育館及び市民プラザ体育室はほぼ同じ割合で増加している。平成 22 年における市民プラザ体育室の利用者数は 38,589 人であり、平成 19 年度からの増加率は、約 197% であり、大幅な増加傾向にある。

市立体育館は平成 22 年 6 月 30 日に閉館したため、平成 22 年度の市立体育館の利用者数は 10,962 人^{※5}と前年度の約 31% まで大幅に落ち込んでいる。市民プラザ体育室は平成 19 年度からほぼ同じ割合で増加しており、市立体育館の閉館の影響はあまり受けておらず、市民プラザの柔道室と剣道室の増加割合(柔道室が約 128% 増、剣道室が約 157% 増)が上がっているのは、市立体育館を使用していた人が市民プラザの各室を利用したためだと考えられる。

(注：門真市統計書に掲載の市立体育館と、市民プラザの体育室、柔道室、剣道室についてのみの状況である。)



体育館の年間利用者数の推移

(3) アンケート結果に基づく利用状況

ここでは、平成 24 年度に実施したアンケート調査結果^{※6}から、現在の体育館施設の利用状況について整理する。

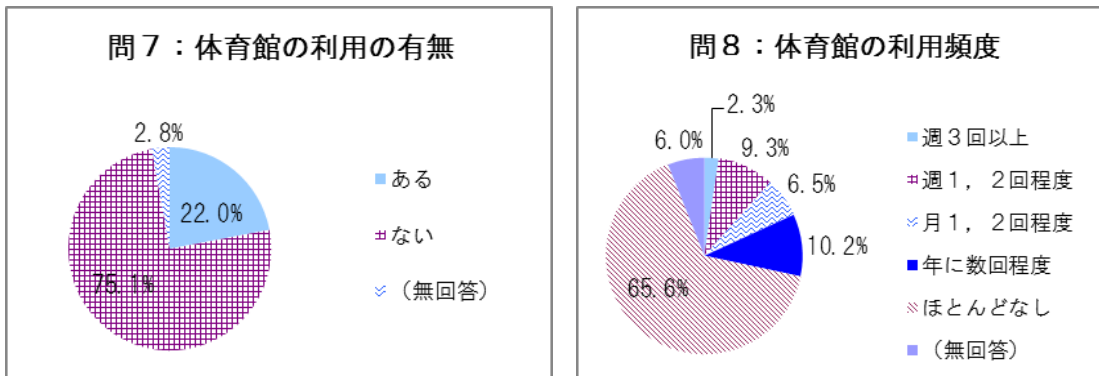
アンケートは、平成 24 年 6 月 29 日から 7 月 17 日にかけて実施した。市民を対象にしたアンケート（2,000 人、無作為抽出）と、団体を対象にしたアンケート（213 団体）結果のうち、現状の体育館施設に関する調査結果をまとめる。

※6：アンケート調査の実施概要やその他の結果については別冊の「アンケート調査報告書」参照

①体育館施設の利用の有無と頻度

1) 市民

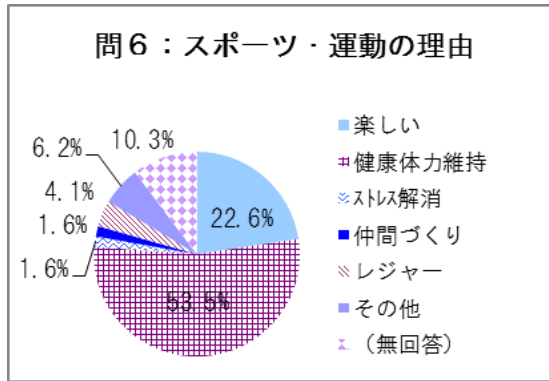
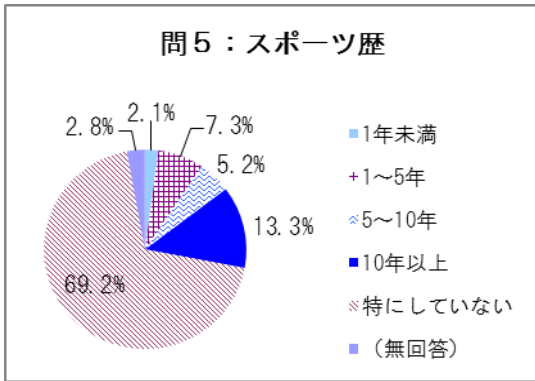
これまでに体育館施設を「利用したことがない」と答えた方は 75.1%であり、体育館施設の利用頻度についても「ほとんどない」と答えた方は 65.6%となっている。このことから、市民の過半数以上が利用したことがないという実態が明らかとなった。



また、スポーツ歴の設問では、年数や継続年に関わらず、スポーツをする習慣のある方は 27.9%であり、一方、「特にしていない」という方が 69.2%とであった。

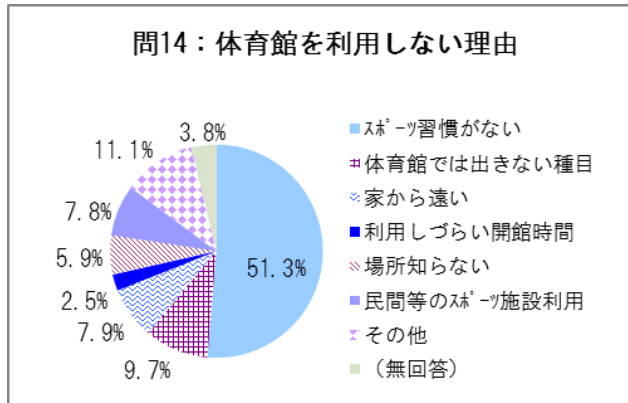
スポーツ・運動をする理由としては、「健康・体力の維持」が 53.5%と過半数を超え、次いで「身体を動かすことが楽しい」が 22.6%であった。

また、スポーツ・運動をする理由について、60 歳代の 66.7%が、また 70 歳代の 64.4%が「健康・体力の維持」と回答しており、高齢層の方が健康・体力づくりを目的にスポーツ運動を行っている傾向が見られた。



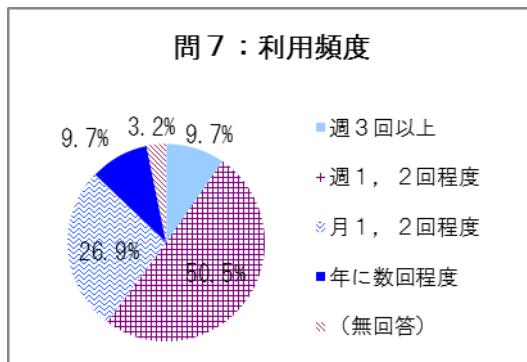
体育館施設を利用しない理由としては、「スポーツをする習慣がない」（51.3%）と答えた方が過半数となっている。

男性の44.9%が、また女性の55.9%が「スポーツをする習慣がない」と答えており、女性の方がスポーツをする習慣がないことがわかった。また、年代では60歳代の43.4%、70歳代の41.5%が「習慣がない」と回答しており、これは他の年代と比べて10ポイント以上低い割合となっている。



2) 団体

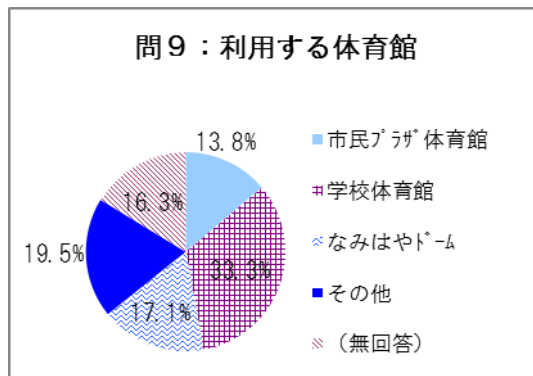
利用頻度は、「週1、2回程度」（50.5%）が過半数となっており、「月に1、2回程度」（26.9%）と合わせると約8割になる。



②最もよく利用されている体育館施設

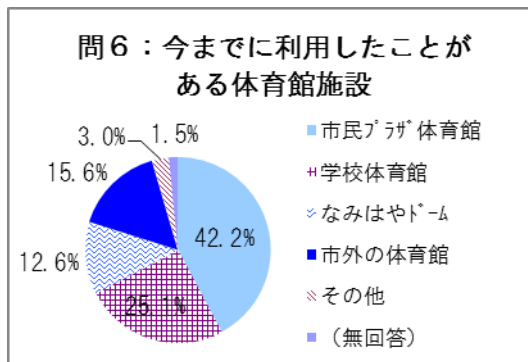
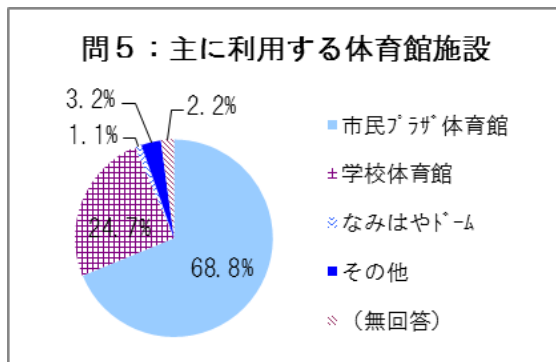
1) 市民

体育館施設を利用したことがある方のうち、最もよく利用している体育館施設は、「学校体育館」(33.3%)が最も多く、次いで「なみはやドーム」(17.1%)、「市民プラザ体育館」(13.8%)となっており、「その他」の施設も19.5%となっている。



2) 団体

主に利用する体育館施設は、「市民プラザ体育館」(68.8%)が最も多く、「学校体育館」(24.7%)を合わせると9割を超える。また、今までに利用したことがある体育館施設としては、「市民プラザ体育館」(42.2%)と「学校体育館」(25.1%)を合わせると約7割となり、市民プラザ体育館が旧学校であることを踏まえると、学校体育館としての機能を利用している方が非常に多いという結果になった。

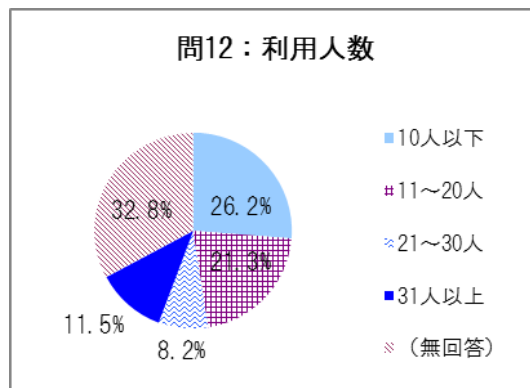
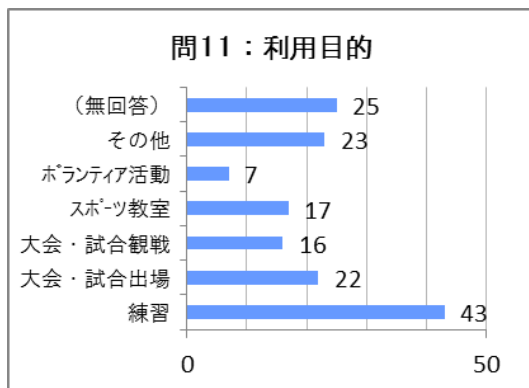


③体育館施設の利用目的・人数・時間など

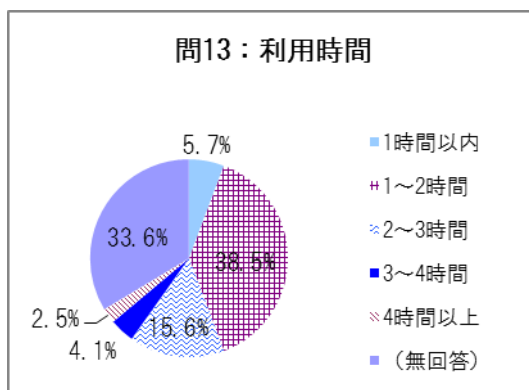
1) 市民

体育館施設の利用目的は、約3割が「練習」(43票)であり、利用人数は「10人以下」(26.2%)と「11~20人」(21.3%)を合わせると約5割となる。また、利用時間は「1~2時間」の利用が38.5%となっており、比較的少人数で1~2時間の練習利用という使い方が市民の利用で多いパターンとなっている。

男性は「10人以下」での利用が44.4%と最も高く、女性は「10～20人」での利用が28.4%と最も高く、次いで、「10人以下」（17.9%）の利用であった。

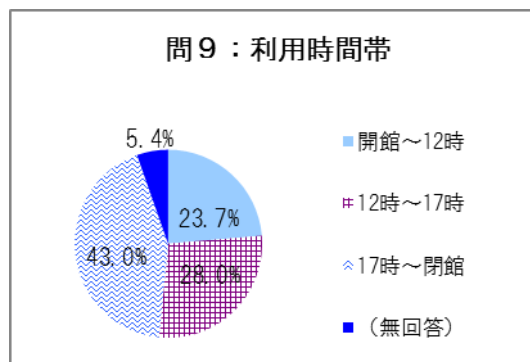
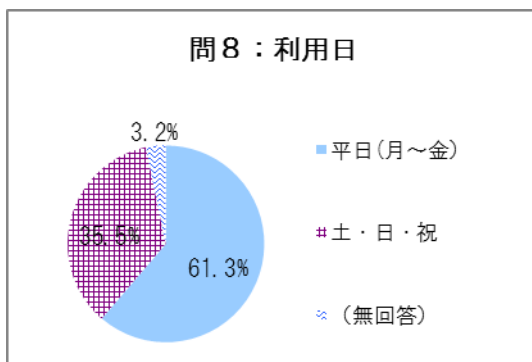


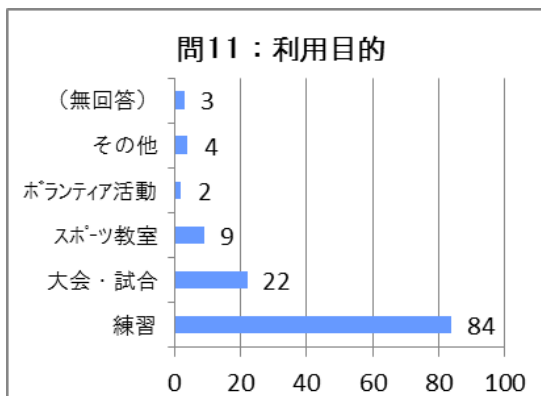
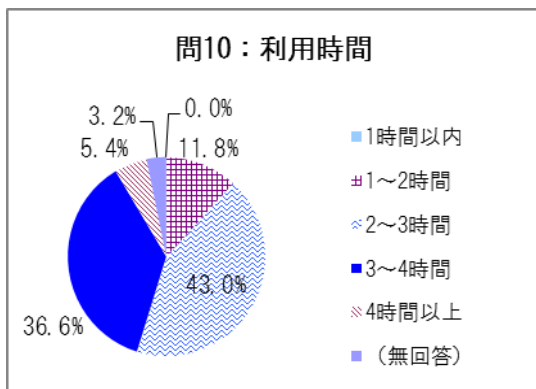
*複数回答（2つまで）



2) 団体

利用日は土・日・祝よりも「平日」（61.3%）の方が多く、利用時間帯は「17時～閉館」（43.0%）最も多く、利用時間は「2～3時間」（43.9%）と「3～4時間」（37.9%）を合わせると8割を超える。また、利用目的は「練習」（84票）が主であることから、平日の夕方以降に団体に練習利用するという使い方が、団体の利用で多いパターンとなっている。



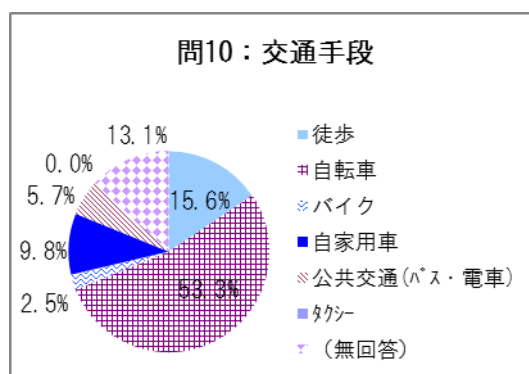


* 複数回答 (2つまで)

④体育館施設への交通手段

1) 市民

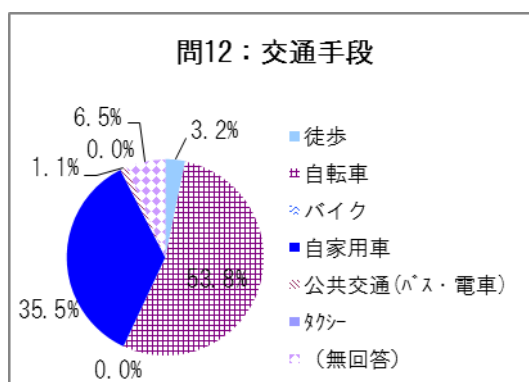
体育館施設を利用する際の交通手段は、「自転車」(53.3%)が過半数であり、次いで「徒歩」(15.6%)、「自家用車」(9.8%)であった。



2) 団体

交通手段については、「自転車」が53.8%、「自家用車」が35.5%となっており、市民と比較すると、自家用車の利用が多いという結果となった。

構成人数が21~30人の団体では50.0%が、そして31人以上の団体の40.0%が「自家用車」を交通手段としている。



⑤ 体育館の良い点・悪い点

実際に体育館施設を利用しているサークルなどに対する団体アンケートでは、体育館施設の良い点・悪い点について、記述式の設問を設けた。その回答の記述を下表のとおり整理した。

1) 体育館施設の良い点

分類	項目	内容
施設	体育館の諸室	十分な広さのアリーナ。
		サブアリーナがある。
		利用人数に応じた区分利用が可能。
		常設の柔道場がある。
		スポーツジムがある。
	付帯機能	飲食スペースがある。
		売店・レストランがある。
		駐車場が広い（無料）。
		スタンド席がある。
	更衣室・シャワー室の完備。	
立地・アクセス環境	交通の便が良い	
競技設備	道具・器具の充実	道具・器具の無料貸し出し。
		道具・器具の充実。
利用方法・管理・運営	利用形態	目的に合わせて諸室を使い分けることができる。
		談話室がいつでも利用できる。
	使用料金	安価な使用料金。
	手続き	個人利用が可能か、インターネットで当日でも確認できる。
登録・手続きが容易。		
管理	トイレがきれい。	
設備	熱環境	体育館フロアの冷暖房完備。
	光環境	明るい照明設備。
		太陽光の取り入れ。

2) 体育館施設の悪い点

分類	項目	内容
施設	体育館施設の諸室	広さが不十分。
		大きな規模の大会ができない。(近畿規模)
		アリーナの有効利用(区分利用)ができていない。
	付帯機能	更衣室にシャワーがない。
		駐車場が少ない。
		観覧席がない。
立地・アクセス環境	交通の便が悪い	
競技設備	道具・器具の不足	道具・器具が古い。
		競技規則外の設備。
利用方法・管理・運営	利用形態	個人利用ができない。
	使用料金	使用料金が低い。
		駐車場代が高い。
	手続き	予約方法がわかりづらい。
		定期的に予約できない。(抽選など)
	管理	掃除・片づけができていない。
		トイレが汚い。
シャワー室が汚い。		
設備	熱環境	空調(冷暖房)がない。
		窓の開閉が困難。
	光環境	照明が暗い。

2-2. 体育館施設の問題点

(1) スポーツをする習慣が身についている人が少ない

アンケート結果から、スポーツを特にしていないという市民が多く、スポーツをする習慣が身についている人が少ないことが明らかになった。

(2) 機能の偏りと個人利用の難しさ

よく使われている体育館施設は、学校体育館としての機能であることから、個人では気軽に利用しづらい。

また、アンケートでも団体の利用日時の偏りが見られるとともに、個人利用のしづらさが指摘されている。以上のことから、個人・団体ともにバランスの取れた利用がなされていない点が問題点としてあげられる。

(3) 不十分な諸室・諸設備

アンケートでは、メインアリーナの広さが不十分である点やシャワーや観覧スペースなど付帯機能の不足が指摘されている。また、照明や冷暖房などの室内環境の快適性の低さも問題としてあげられている。

(4) 駐車場・駐輪場の不足

既存の体育館施設は、駐車場・駐輪場が不足するという状況が発生しており、アンケートでも駐車場の不足（特に大会などのイベント時の不足）が指摘されている。

(5) ユニバーサルデザインへの配慮の不足

既存の体育館施設のバリアフリーやユニバーサルデザインへの配慮は、十分だとは言い難い現状である。

2-3. 体育館施設の課題

(1) スポーツに興味をもってもらうためのソフトとハード

市民の心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、自律心、その他の精神涵養のために、市民がスポーツをする機会を増やす方策が必要である。そのためには、子どもから高齢者まで誰もが、身体を動かすことやスポーツをすることに興味をもってもらい、幅広い市民が利用できるような工夫をソフトとハードの両面から検討し、整備する必要がある。

(2) 利用したくなる新体育館の整備

新体育館の検討にあたっては、既存の体育館施設の設備や諸室とのバランスに配慮し、新施設の機能を検討する必要がある。

既存の体育館施設には、なみはやドームのような全国規模の大会・イベントを開催できる施設がある。よって新体育館は、それを補完する施設として、市民などが主体となり実施される中規模程度の大会やイベント開催に使用できるメインアリーナ等の整備が相応しいと考えられ、その規模・設備について検討する必要がある。

また、新体育館には、個人でも気軽に利用できる施設として機能や、スポーツ教室等のソフトを検討する必要がある。

(3) 多様な個人・団体が利用できる施設整備への配慮

駐車場や駐輪場はイベント開催時などに不足する状況である。また、アンケート調査では、市民・団体ともに自転車によるアクセスが非常に多いという結果が得られた。

このため、施設計画にあたっては、駐車場の計画に併せて、駐輪場についても十分な台数を確保できるよう検討するとともに、駐車場・駐輪場の使いやすさに配慮する必要がある。

また、新施設の検討にあたってはユニバーサルデザインの考えのもと、誰もが使いやすく快適な施設となるよう、動線計画や機能配置、諸設備などの検討が必要である。

3. 体育館施設の動向

3-1. スポーツ・運動をめぐる社会的背景

- (1) 誰もが親しみをもてる施設
- (2) 少子高齢社会への対応
- (3) 自然災害に備える
- (4) 環境への配慮

3-2. 事例テーマⅠ：誰もが親しみをもてる施設

- (1) 多様化するスポーツ・運動への親しみ方に応える
- (2) 誰もが使いやすい体育館
- (3) 地域性を取り込んだ体育館
- (4) ニーズに応える付帯機能を有した体育館

3-3. 事例テーマⅡ：少子高齢社会への対応

- (1) 日常的な健康づくり
- (2) 子育て世代を支える体育館

3-4. 事例テーマⅢ：地域防災計画上の位置づけ

- (1) 防災拠点・避難所としての機能

3-5. 事例テーマⅣ：環境への配慮

- (1) 自然資源を活かし、環境にやさしい体育館

3-6. 体育館整備における留意点

3-1. スポーツ・運動をめぐる社会的背景

スポーツ・運動をめぐる国の政策としては、平成 22 年 8 月にスポーツ立国戦略が策定され、平成 23 年 6 月にはこれを推進する体制整備の一つであり、スポーツ施策の根幹となる「スポーツ基本法」が制定されている。スポーツ施策の方向性としては、「する人、観る人、支える（育てる）人の重視」を基本的な考え方とし、重点戦略として「社会全体でスポーツを支える基盤の整備」を掲げている。

一方、長寿社会・成熟化社会を迎え、市民の「ライフスタイル」に対する価値観は多様化・高度化し、「心の豊かさ」や「絆」、「安心・安全」に対する市民の意識は高まっている。

このような社会環境の中で、日常的な健康・体力づくりとして、また人と地域をつなぐ交流の場として、スポーツ・運動の果たす役割は大きくなっている。

以上を踏まえ、体育施設の整備における重要なポイントとして次の 4 点があげる。

（1）誰もが親しみをもてる施設

スポーツ・運動に関する市民の幅広いニーズに応え、子どもから高齢者まで、誰もが生涯にわたり、自分の年齢や目的にあったスポーツ・運動を楽しめる環境づくりが求められている。また、ユニバーサルデザインへの配慮など「誰もが使いやすく、気軽に立ち寄れ、親しみをもてる施設づくり」が求められている。

（2）少子高齢社会への対応

長寿社会を迎え、日々の暮らしの中では「健康」がテーマとなり、多くの市民が健康・体力の増進に関心を寄せている。また一方で、充実した「子育て環境」への社会的なニーズの高まりに応える施設づくりが必要である。

（3）自然災害に備える

東日本大震災の発生を受け、震災・風水害をはじめとする様々な自然災害に備えた防災機能を十分に有し、長期避難に対応できる施設に対する必要性が高まってきており、体育館の「防災拠点・避難所としての役割」は非常に大きくなっている。

（4）環境への配慮

環境に配慮した低炭素社会に向けた社会的な意識の高まりにより、建物の長寿命化などによる「環境負荷低減に対する取り組み」や、太陽光・風力などの自然エネルギーの活用や木材の有効利用など、「自然資源を活かした環境共生に対する取り組み」が求められている。

3-2. 事例テーマI：誰もが親しみをもてる施設

(1) 多様化するスポーツ・運動への親しみ方に応える

利用目的・人数に合わせて柔軟に利用できる武道場

墨田区総合体育館（東京都墨田区）

多様化するスポーツ・運動への親しみ方に、限られた空間で応えるためには、空間を柔軟に活用することが求められる。

墨田区総合体育館の武道場は、利用目的・人数に応じて、1/4面・1/2面など面サイズを指定して利用することができる。また、畳は可動式になっており、全ての面で床仕様・畳仕様の両方で利用することができ、ダンス種目の方にも貸出している。

多様なニーズに応えるスポーツ教室

ももち体育館（福岡県福岡市）

ももち体育館では、様々な種目、時間帯、年齢層に対応した多様なスポーツ教室が財団法人福岡市体育協会主催で開催されており、ソフト面における体育館の充実が図られている。

■ももち体育館スポーツ教室一覧（平成24年4月～9月）

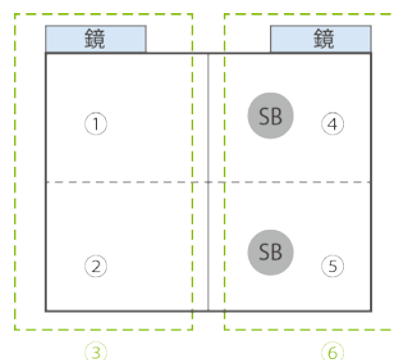
曜日	教室名	時間	対象	定員
火	リフレッシュ体操	10:00～12:00	18歳以上女性	80
	リラックス体操	10:00～12:00	18歳以上	50
	元気体操	10:00～11:45	18歳以上女性	50
	リンパケアヨガ	12:50～13:50	18歳以上	40
	ダンスエアロ	19:50～20:50	18歳以上	40
	ゆがみ改善ヨガ	19:00～20:45	18歳以上	40
水	バドミントン（初心者）	10:00～12:00	18歳以上	60
	シルバー健康体操	13:00～15:00	60歳以上	60
	水曜卓球（初・中・上級）	19:00～20:45	18歳以上	50
木	ソフトエアロピクス	10:00～12:00	18歳以上	70
	太極拳（初心者）	9:45～11:30	18歳以上	50
	太極剣（三十二式）教室	11:40～12:35	18歳以上	40
	太極拳（経験者）	13:10～14:55	18歳以上	40
	のびのびストレッチング&いきいきウォーキング	13:00～15:00	18歳以上	70
	自彊術（健康体操）	14:00～15:00	18歳以上	50
	木曜卓球（初・中・上級）	19:00～20:45	18歳以上	50
	SLOW-FLOW-YOGA	19:00～20:45	18歳以上	40
	エアロピクス体操	10:00～12:00	18歳以上女性	60
金	卓球（朝）	10:00～12:00	18歳以上	50
	リフレッシュ気功	10:00～12:00	18歳以上	60
	ステップアップ卓球	12:30～14:30	18歳以上	50
	シルバー健康体操	13:00～15:00	60歳以上	60
	チャレンジ卓球	15:00～17:00	18歳以上	50
	バドミントン（初心者）	19:00～20:45	18歳以上	50
土	シルバー健康体操	10:00～12:00	60歳以上	60
	チャレンジジュニアスポーツ（仮）	13:10～14:55	小学1～3年生	40
	バドミントン（経験者）	19:00～20:45	18歳以上	50



畳仕様（墨田区総合体育館）



床仕様（墨田区総合体育館）



●利用可能エリア

- ①1/4面：鏡付
- ②1/4面：付属なし
- ③1/2面：鏡付
- ④1/4面：鏡・サンドバック（SB）付
- ⑤1/4面：サンドバック付
- ⑥1/2面：鏡・サンドバック付

利用可能エリアの区分と設備
（墨田区総合体育館）



卓球場：7台常設
（ももち体育館）

（２）誰もが使いやすい体育館

誰もが使いやすい、ユニバーサルデザイン

所沢市民体育館（埼玉県所沢市）

ユニバーサルデザインとは、空間構成やサイン計画などによる「わかりやすさ」やバリアフリーなどによる「移動のしやすさ」など誰もが使いやすいデザインのことである。

所沢市民体育館では駐車場からエントランスまでアプローチの段差、また靴を履き替えるエントランスの床の段差を無くしたつくりとなっている。体育館エントランスではスムーズに靴を履き替えることができる動線計画が求められる。

また、誰でもトイレや、授乳室、ウォータークーラーなどのアメニティ設備では、健常者だけでなく、高齢者、子ども、車椅子の利用者など、誰もが使いやすいように配慮してデザインする必要がある。



外観写真：メインエントランス
（所沢市民体育館）

子どもから高齢者まで楽しめるクラブ

総合型地域スポーツクラブ「クラブパレット」（石川県かほく市）

かほく市では様々な子育て支援の取り組みや、生涯を通して運動や健康づくりが気軽にできるプログラムと施設が市民・行政・企業・大学・NPO のパートナーシップで運営されている。

NPO 法人「クラブパレット」は、小学生が地域を支える大人になった時に指導者やクラブのスタッフとして地域づくりの現場に戻ってくるような「ヒトの循環」、「100年続くクラブ」を目指した、総合型地域スポーツクラブである。小学生を対象とした放課後スクール（パレットステーション）、幼児から中学生（U-15）を対象としたサッカークラブ（FC湖北）などの教室を開催している。



パレットステーションのホームページ
（クラブパレット）

(3) 地域性を取り込んだ体育館

周辺の緑に溶け込む、周辺景観に配慮した体育館

調布市総合体育館（東京都調布市）

調布市総合体育館は、都立神代植物公園の北側に位置しており、緑に溢れる周辺地域と調和した体育館となっている。体育館は、植物公園周辺の「緑濃い自然にマッチした景観」の建物というコンセプトのもとで設計されている。

また、植物公園周辺は用途地域上、建物の高さ制限があったこともあり、地下に掘り下げ、半地下式の施設となっている。



周辺地域に馴染むように屋上緑化
(調布市総合体育館)

(4) ニーズに応える付帯機能を有した体育館

民間運営のカフェレストラン

墨田区総合体育館（東京都墨田区）

指定管理者制度により、「すみだスポーツサポート PFI 株式会社」が墨田区総合体育館を管理・運営している。

体育館利用者や体育館が立地する公園の利用者が、気軽に立ち寄れるオープンなカフェレストランや情報コーナーなどが設置されており、カフェレストランの運営は東武ホテルによって行われている。



民間運営によるカフェレストラン
(墨田区総合体育館)

利用目的・人数に合わせて柔軟に利用可能な会議室

墨田区総合体育館（東京都墨田区）

会議室は、2階に1部屋、3階に2部屋あり、3階の2部屋は、可動壁を開けることにより、1つの会議室として利用することができる。

定員は2階、3階会議室それぞれ40名で、マイク、映像設備の貸出を行っている（プロジェクター・スクリーンは別途使用料金が必要）。



フレキシブルに利用できる会議室
(墨田区総合体育館)

3-3. 事例テーマⅡ： 少子高齢社会への対応

(1) 日常的な健康づくり

スポーツドクターのアドバイスによる健康づくり

武蔵野総合体育館（東京都武蔵野市）

超高齢社会への対応として、適切なスポーツ・運動による日常的な健康づくりが社会的なニーズとなっている。

武蔵野総合体育館では、個人利用が可能な体力測定室が設けられており、身長、体重、体脂肪などの形態と、筋力、持久力、柔軟性などの体力を測定し、運動プログラムなどについてアドバイスを受けることができる。

また、専門のスポーツドクター（整形外科）によるスポーツ健康相談が無料で受けることができ（第1、第3水曜日）、健康づくりの拠点として機能している。



体力測定室（武蔵野総合体育館）



個人が利用可能なトレーニング室
（武蔵野総合体育館）

(2) 子育て世代を支える体育館

子ども向けの幅広いプログラムと充実したサポート

武蔵野総合体育館（東京都武蔵野市）

武蔵野総合体育館では、「大人向けプログラム」だけでなく、「小・中学生向けプログラム」、「幼児向けプログラム」、「親子向けプログラム」と、子ども向けに充実した幅広いプログラムを提供している。

スポーツ教室の参加者は「一時保育サービス」（保育対象：未就学児）を有料で受けることができる。NPO法人「保育サービスひまわりママ」の会員が担当している。

また、体育館内には、未就学児（保護者同伴）が遊ぶスペースとして幼児室が設置されており、ボールプール、大きなブロック、クッションなどの遊具が設けられている。



小・中学生向けプログラム



幼児向けプログラム



親子向けプログラム（写真はすべて武蔵野総合体育館）

3-4. 事例テーマⅢ：自然災害に備える

(1) 防災拠点・避難所としての機能

防災体育館

古曽部防災公園体育館（大阪府高槻市）

古曽部防災公園体育館が立地する古曽部防災公園は、国土交通省の防災公園街区整備事業の補助を受け、整備が行われており、災害時における、住民の一時避難のための広域避難地としての機能と、全国から救援物資を受け入れ、各避難所へ供給を行う物流機能を備えている。

体育館には災害物資を保管する備蓄庫を備えるほか、屋根に最大 50kw の太陽光発電システムを導入しており、平常時は通常の商用電力と一体で利用する仕組みとなっている。災害時には自動運転の非常用自家発電装置との一体利用により、照明設備や通信装置並びに放送設備の電源として利用することができる。体育館の備蓄庫には、毛布・アルファ化米などの重要備蓄物資が保管されている。

また、体育館の屋根からの雨水を体育館の地下に設置した雨水貯留層（132 トン）に貯留し、トイレの洗浄水としても利用するなど、環境にも配慮した施設となっている。

防災公園

古曽部防災公園（大阪府高槻市）

公園内の多目的広場には、通常の遊具などのほかに防災設備として、想定される避難者の 3 日分の飲料水が貯蔵できる飲料水兼用耐震性貯水槽（100 トン）や防火水槽、炊き出しに利用可能なかまどベンチ、マンホールトイレ、仮設トイレとしても活用できる防災倉庫、仮設テントが張れる大型複合遊具やパーゴラ、災害時用臨時ヘリポートなどを備えている。

こうした防災機能を備えた古曽部防災公園は、高槻市地域防災計画において、北部地域の総合防災拠点として位置付けられている。



屋上での太陽光発電



外観写真



防災公園と体育館の全景



仮設テントを張れる大型遊具
（写真はすべて古曽部防災公園）

3-5. 事例テーマⅣ：環境への配慮

(1) 自然資源を活かし、環境にやさしい体育館

自然にやさしいエコ体育館

フェリス女学院緑園キャンパス体育館（神奈川県横浜市）

太陽光発電（6.4kw）を利用した照明、太陽熱温水器でのシャワー、小風力発電（2.4kw）、クール・ヒートチューブ（外気を地中で一定の温度にして室内空調に利用する装置）、雨水を利用した屋根散水（屋根の温度上昇の抑制）が導入されている。屋上は池や樹木が配置されたビオトープで緑化され、壁面緑化も行われており、緑に包まれた体育館となっている。

また、自然やさしいエコ体育館を教材として、地域住民などを対象とした環境学習プログラムも実施している。



太陽光発電
（フェリス女学院 体育館）



ビオトープが配置された屋上緑化
（フェリス女学院 体育館）

木材を利用した体育館

所沢市民体育館（埼玉県所沢市）

所沢市民体育館は、「緑の多い所沢市にふさわしい施設を目指して、接着剤をできるかぎり使いたくない」という設計意図の基に建築されており、メインアリーナの最大スパン 67m の大規模屋根構造に地元の杉無垢材が使用されている。

ラインが美しいメインアリーナの大規模空間を実現しており、新たな木材建築の技術とデザインを開発し、木材利用の可能性を拓いたことが高く評価され、「平成17年度優良木造施設の表彰」において「農林水産大臣賞」を受賞している。



杉無垢材を使用した屋根構造
（所沢市民体育館）

地元間伐材を利用した体育館の看板づくり

（山形県米沢市）

学校林を有する三沢東部小学校では、100年間受け継がれてきた学校林を守る活動の一環として、間伐材を使用した新体育の看板づくりを体験学習として実施した。

長く使える体育館

横浜文化体育館（神奈川県横浜市）

屋根、外壁等は、長寿命で維持費のかからない材質を選定するだけでなく、マネジメントシステムも重要である。

横浜文化体育館では、施設設備に関する各種情報をシステム化し、ファシリティ・マネジメント（建物の効率的総合管理）体制を築くことで、計画的な保全や迅速な修繕対応が可能となり、光熱水費などを含む、建物の生涯費用を低減させ、設備機器等の長寿命化に貢献している。

ファシリティ・マネジメント
体制の構築

計画的な保全・迅速な修繕対応

ライフサイクルコストの低減

設備機器等の長寿命化

ファシリティ・マネジメント
（横浜文化体育館）

3-6. 体育館整備における留意点

事例整理から体育館整備の方向性を検討する上での留意点として、（１）誰もが親しみをもてる、（２）健康づくりを支える、（３）自然災害に備える、（４）自然・環境にやさしい、の４点をあげる。また、各方向性を具体的に展開した項目について、下表の通り整理した。

（１）誰もが親しみをもてる	多様化するスポーツニーズへの対応
	誰もが使いやすい体育館
	地域性・周辺環境を活かした体育館
	市民ニーズに応える付帯機能
（２）健康づくりを支える	日常的な健康づくりの拠点
	子育て世代を支える機能
（３）自然災害に備える	防災拠点としての機能の充実
（４）自然・環境にやさしい	自然資源を活かした体育館
	公共施設における木材利用
	建物（体育館施設）の長寿命化
	環境マネジメントシステムの導入

4. 新体育館に対するニーズの把握

4-1. 新体育館の利用に対するニーズ

- (1) 市民のニーズ
- (2) 体育団体のニーズ

4-2. 新体育館の機能に対するニーズ

- (1) 市民のニーズ
- (2) 体育団体のニーズ

4-3. 新体育館に対するニーズの整理

- (1) フレキシブルに利用できる諸室の充実
- (2) 多様な利用形態に対応
- (3) 地域交流の場の創出
- (4) アクセス環境の充実
- (5) 誰もが使いやすく快適な空間

4-1. 新体育館の利用に対するニーズ

新体育館に対するニーズを把握するため、市民アンケート及び団体アンケートを実施した。ここでは、新体育館の「利用」に対するニーズをアンケートの集計結果、及びクロス集計による分析結果※7より把握する。

※7：詳細なアンケートの集計結果は、別冊の「アンケート報告書」を参照

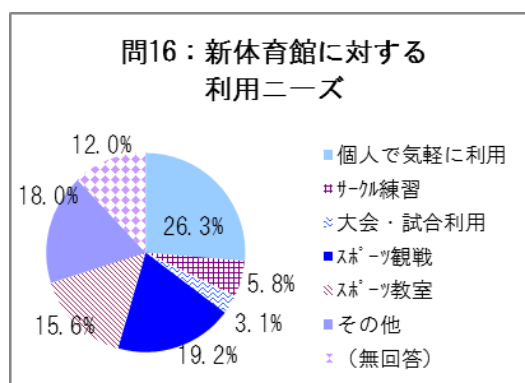
(1) 市民のニーズ

①新体育館に対する利用ニーズ

「個人で気軽に利用」(26.3%)が最も高く、次いで「スポーツ観戦」(19.2%)、「スポーツ教室」(15.6%)であった。「その他」では、「子どもと一緒に使いたい」や「会社でのイベントで使いたい」などの意見が見られた。

20・30歳代では「個人で気軽に利用」(36.0%)が高く、10歳代、20・30歳代では「スポーツ教室」が2割を超え、全体の傾向と比べて高くなっている。

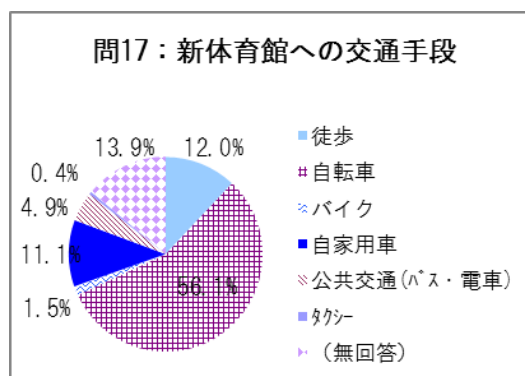
自由意見では、「スポーツイベントの実施」や「体験参加ができる機会の創出」、「広報の充実」、「夜間利用」、「わかりやすく、使いやすい予約方法」などに対するニーズがある。



②新体育館への交通手段

「自転車」(56.1%)が最も高く、次いで「徒歩」(22.9%)、「自家用車」(11.1%)であった。

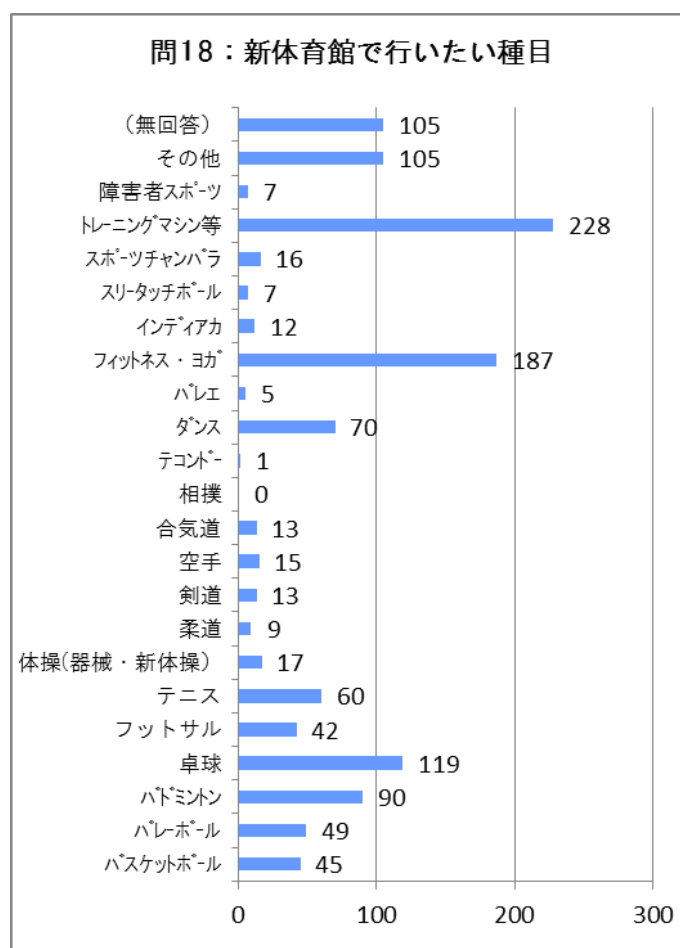
居住地区が計画予定地から約1km圏では、「自転車」に次いで「徒歩」(22.9%)が高く、約1~2km圏では、「自転車」に次いで「徒歩」(9.7%)と「自家用車」(8.3%)がほぼ同じ割合となり、約2~3km圏では、「自転車」に次いで「自家用車」(21.7%)となっている。計画予定地から離れるほど「徒歩」の割合が低く、「自家用車」割合が高くなる傾向が見られた。



③新体育館で行いたい種目

「トレーニングマシン等を利用した運動」（228 票）が最も高く、次いで「フィットネス・ヨガ」（187 票）、「卓球」（119 票）、バドミントン（90 票）であった。「その他」では、「水泳」、「弓道」、「ウォーキング」、「スポーツ観戦」、「ストレッチ」などの意見が見られた。

女性は「フィットネス・ヨガ」、「ダンス」に対するニーズが高い傾向があった。



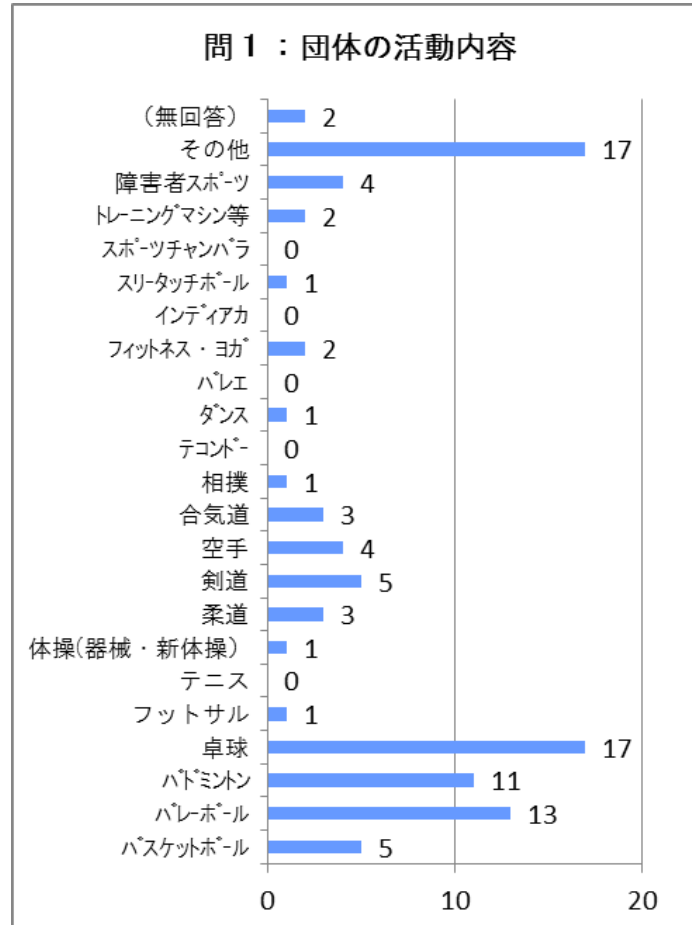
*複数回答（3つまで）

（２）体育団体のニーズ

①新体育館に対する利用ニーズ

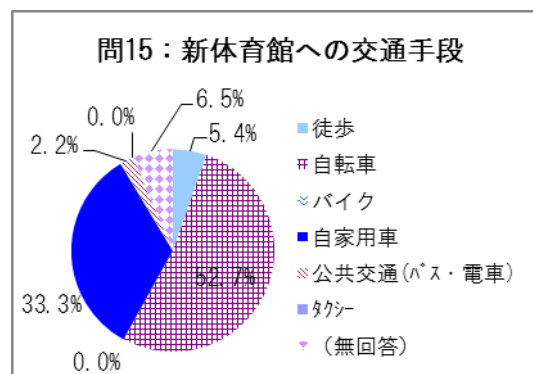
「卓球」（17団体）が最も多く、次いで「バレーボール」（13団体）、「バドミントン」（11団体）であった。「その他」では、「バウンドテニス」や「太極拳」などが見られた。

自由意見では、「安価な利用料金」や「夜間利用」などに対するニーズがある。



②新体育館への交通手段

「自転車」（52.7%）が最も高く、次いで「自家用車」（33.3%）、「徒歩」（5.4%）であった。



4-2. 新体育館の機能に対するニーズ

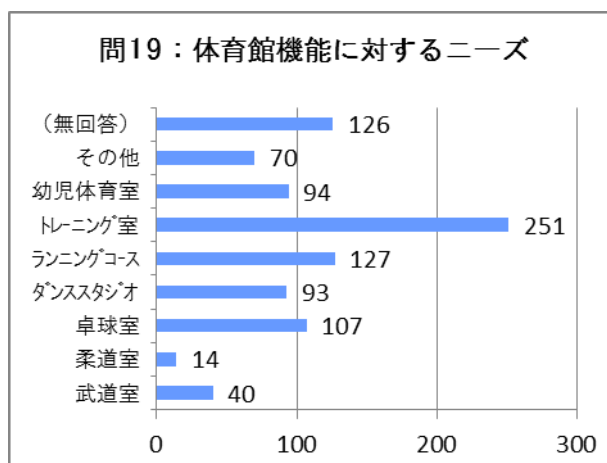
ここでは、新体育館の「機能」に対するニーズをアンケートの集計結果、及びクロス集計による分析結果より把握する。

(1) 市民のニーズ

①新体育館の施設機能に対するニーズ

「トレーニング室」(251票)が最も多く、次いで「ランニングコース」(127票)、「卓球室」(107票)、「幼児体育室」(94票)、「ダンススタジオ」(93票)であった。

「その他」では、「フットサル」や「クライミングウォール」、「弓道場」などに対するニーズがある。

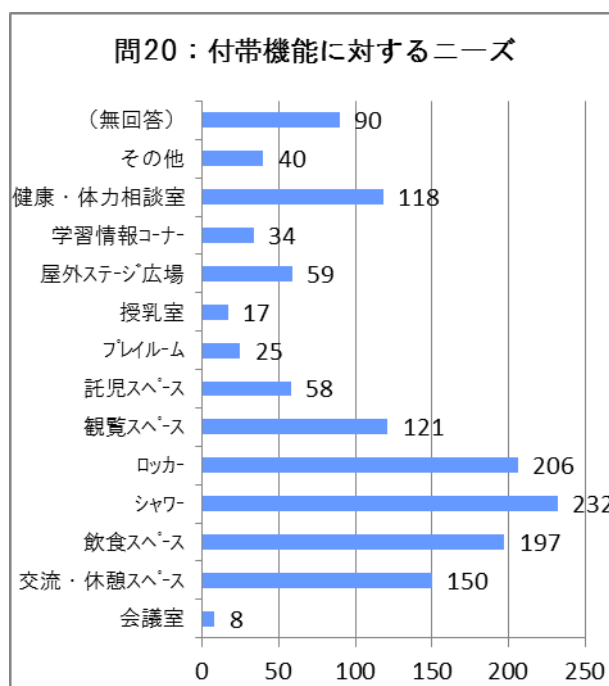


* 複数回答 (3つまで)

②新体育館の付帯機能に対するニーズ

「シャワー」が232票と最も高く、次いで「ロッカー」の206票、「飲食スペース」の197票、「交流・休憩スペース」の150票、「観覧スペース」の121票、「健康・体力相談室」の118票という結果であった。「その他」では、「医務室」や「喫煙スペース」などにニーズがある。

自由意見では、「子どもが安心して遊ぶことができるスペース」、「手すりの設置」や「エレベーターの設置」などユニバーサルデザインに対するニーズ、「十分な駐車場・駐輪場の確保」、「防災機能の充実」などに対するニーズがある。



* 複数回答 (3つまで)

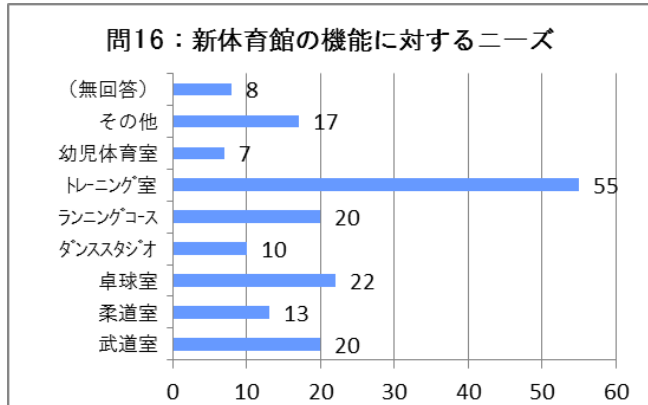
(2) 体育団体のニーズ

①新体育館の施設機能に対するニーズ

「トレーニング室」が55票と最も高く、次いで「卓球室」が22票、「武道室」の20票、「ランニングコース」の20票であった。

「その他」では、「バドミントンコート」や「多目的室」などにニーズがある。

自由意見では、「利用人数にあわせた区分利用」や、「公式戦が開催できる体育館の広さと設備」などに対するニーズがある。

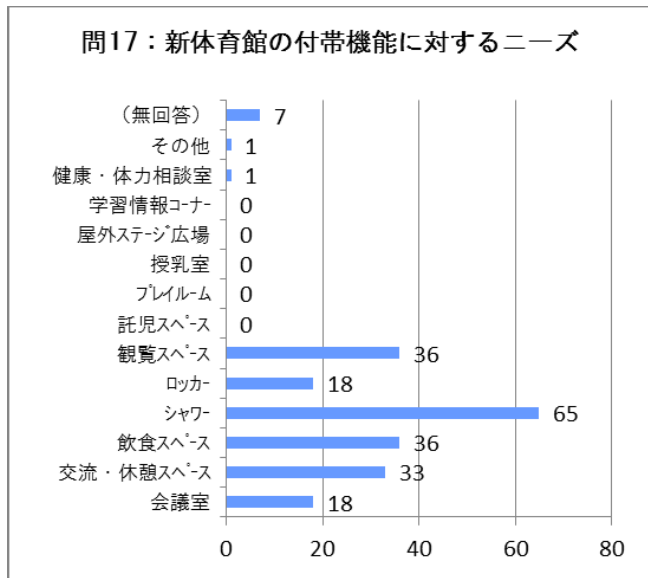


* 複数回答 (3つまで)

②新体育館の付帯機能に対するニーズ

「シャワー (65票)」が最も多く、次いで「飲食スペース (36票)」、「観覧スペース (36票)」、「交流・休憩スペース (33票)」であった。

自由意見では、「十分な駐車場・駐輪場の確保」や「冷暖房の完備」、「太陽光発電、LED照明などの環境に配慮した設備」などに対するニーズがある。



* 複数回答 (3つまで)

4-3. 新体育館に対するニーズの整理

(1) フレキシブルに利用できる諸室の充実

スポーツ種目により、求められる体育室（アリーナ）の規模が異なるため、利用可能とする種目を定め、アリーナの規模・設備を検討する必要がある。

また、どの諸室でどのような種目・活動が行えるのかを整理し、導入する機能・空間構成を検討するとともに、利用種目や人数に応じてアリーナを区分するなど、フレキシブルで効率的な空間利用が可能となる計画を検討する必要がある。

(2) 多様な利用形態に対応

アンケートから、個人利用に対する市民ニーズが高く、団体の利用時間に偏りが見られるという結果が得られた。このため、個人が予約なしで利用できる「フリー開放日」の設定など、団体利用とのバランスを見ながら、個人で気軽に利用できる仕組みを検討する必要がある。

人々がワクワクするようなイベントや本格的な競技スポーツの練習、地域のスポーツ大会の開催、スポーツ教室、日常的な健康づくりなど、目的に応じた利用が可能となるよう、ハード・ソフトを検討する必要がある。

(3) 地域交流の場の創出

地域交流の場としての体育館の利用も考慮し、休憩・飲食スペースの充実など滞留・交流機能の導入を検討する必要がある。検討にあたっては、子育て世代同士の交流や多世代交流などの具体的なイメージを想定し、求められる空間や設備を検討する必要がある。

(4) アクセス環境の充実

本市の地形的な特徴からも新施設への主な交通手段として、自転車十分に想定される。このため、十分な駐輪スペースと使いやすい配慮が求められる。また、若い世代では自家用車の利用も求められていることから、モビリティマネジメントの視点を持ち、多様な交通手段に配慮した動線計画が求められる。

(5) 誰もが使いやすく快適な空間

子ども、高齢者、障がい者など誰もが使いやすいよう、動線計画や機能配置、諸設備に配慮する必要がある。また、室内環境（採光・通風など）や屋外空間などの快適性を高める計画が求められる。

5. 新体育館建設基本構想

5-1. 新体育館建設基本構想

- (1) 新体育館の3つの位置づけ
- (2) 基本コンセプト
- (3) 施設の構成

5-2. 整備方針

- (1) 導入機能の設定
- (2) 部門別整備方針

5-3. 配慮すべき事項

- (1) アクセス・動線への配慮
- (2) 景観への配慮
- (3) 防災への配慮
- (4) 環境への配慮
- (5) その他配慮すべき事項

5-1. 新体育館建設基本構想

ここで生涯学習の基本的な考え方を国の「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～（答申）」などを踏まえ、下記の通り整理した。

生涯学習の基本的な考え方

生涯学習とは、「いつでも、どこでも、自ら進んで自由に行う学習活動のことであり、講座や教室への参加に限らず、スポーツ、文化活動、ボランティア活動、趣味などの様々な学習活動のこと」である。

本施設の整備にあたって、「生涯学習の基本的な考え方」を前提に、上位計画等における位置づけ、体育館施設・活動の現況、問題、課題、及び計画予定地の現況分析を踏まえ、本施設の位置づけ、基本コンセプト及び施設構成を定める。

（1）新体育館の3つの位置づけ

①多様な生涯スポーツの活動の拠点

スポーツ基本計画では、「ライフステージに応じたスポーツ活動推進のため、国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、趣味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも安全にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向けた環境整備」や、「住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境を整備する」ことが求められている。

第5次総合計画では、まちづくりの基本目標のひとつとして、「いきいきと人が輝く 文化薫るまち」を掲げており、「生涯にわたり学習や仲間づくりができる環境づくり」を基本施策の方向とし、「健康づくりから本格的な競技・スポーツに至るまで多様なスポーツ・レクリエーションに親しむことのできる環境づくり」が求められている。

新体育館を、健康づくりから多様なスポーツ・レクリエーションに至るまで、誰もが生涯にわたって、主体的にスポーツ活動に取り組める拠点として位置づける。

②地域コミュニティを活性化していく場

平成24年度門真市教育の重点では、重点施策として「市民の健康と体力向上を図るため、スポーツ団体等との協働による市民スポーツの振興に務める」としており、「スポーツを通じた地域コミュニティの活性化」を促進するとされている。

新体育館を、生涯スポーツの推進を図るための協働・連携を促し、スポーツを通して地域コミュニティを活性化していく場として位置づける。

③地域の景観づくりを先導し、まちづくりの核となる場

大阪府公共事業景観形成指針のなかで、特に配慮すべき点の1つに、「様々な視点からチェックする」があげられており、具体的には、「遠景・中景・近景への配慮」や「速度（歩行・自転車・自動車・電車など）による景観変化への留意」などが求められている。

また、公共建築物に関する事業における「景観形成のための視点」では、「地域の景観の中でシンボリックな役割を果たすこと」、「地域における建築物のあり方を先導した“手本となる公共建築物づくり”（空間的なゆとり・美しさなどを備えつつ、自然環境や周辺環境との調和や地域らしさの具現化）」などが求められている。

また、都市計画マスタープランでは「北西地域」の地域づくりの目標として、「魅力あふれる拠点に人々が集うまち」を掲げており、生涯学習複合施設が位置する「北西部まちづくり整備ゾーン」は「中心拠点における都市機能の集積・強化」を図る地区であり、「景観づくり」を基本方針のひとつとして掲げている。

緑の基本計画では、門真市駅から古川橋駅周辺を「緑の拠点を形成する」地区として位置づけ、駅周辺の緑の拠点は、「快適でうるおいある都市景観の形成」における「拠点景観を構成する緑」として位置づけている。

新体育館を周辺地域のうるおいある都市景観づくりを先導し、まちづくりの核となる場として位置づける。

(2) 基本コンセプト

新体育館の3つの位置づけを踏まえ、基本コンセプトを以下のように定める。

誰もが身近に利用しやすい 生涯スポーツ推進拠点

●生涯スポーツの推進

①ライフステージに応じた生涯スポーツ活動の拠点

ライフステージに応じた生涯スポーツ活動の拠点となる施設をめざす。市民誰もが生涯にわたり、それぞれの体力や年齢、技術、趣味・目的に応じて、健康づくりから本格的な競技・スポーツに至るまで、多様なスポーツ・レクリエーションに親しむことができる施設をめざす。

②市民にとって身近で訪れやすい施設

計画予定地は、周辺に行政施設等が立地する「シビックゾーン」に位置し、幅広い世代の人で賑わう駅前商業地に近接している。この立地特性を活かし、広範な市民が気軽に訪れることができ、誰もが身近で利用しやすい施設をめざす。

●地域コミュニティの醸成

①地域の交流を育み、協働を推進

スポーツを通じて地域の連携・協働を深めることができる場をめざし、地域コミュニティの醸成を図る。

②市民が積極的に関わることができるソフトプランニング

周辺施設と連携した利用や地域コミュニティと連携した施設の管理など、市民が積極的に関わることのできる、ソフトプランニングと一体となった施設をめざす。

●地域の景観づくり

①景観づくりを先導し、まちづくりの核となる

まちづくりエリアにおいて、地域景観のシンボリック役割を果たすとともに、周辺地域の良好な街並み形成・景観づくりを先導し、「まちづくりの核」としての役割を担う施設をめざす。

②都市のイメージを高める

本市の「顔」の1つである「駅前」に立地するため、周辺地域のまちのイメージだけでなく、本市の都市イメージを高め、まちへの愛着心・誇りが育まれる施設をめざす。

③地域性を具現化したデザイン

空間的なゆとり、美しさ、うるおいを備えるとともに、周辺環境と調和した施設をめざす。

また、移動速度による景観の変化（アクセス動線からの見え方や幹線道路・電車からの見え方など）に留意したデザインとする。

（3）施設の構成

①施設に導入する部門

近年、ライフスタイル・価値観の多様化とともに、生活の豊かさや生活の質に対する意識が高まるとともに、生涯にわたって充実した生活を楽しむことが大きなテーマとなっている。それに伴い、市民の誰もがライフステージに応じて様々なスポーツ・レクリエーションが身近に楽しめる施設が求められている。

こうした背景のなかで、本施設は、スポーツ・レクリエーションに対する幅広いニーズに応えることができる「体育館の機能」だけでなく、市民の自主的なスポーツ活動やスポーツ活動を通じた交流をサポートする「付帯的な機能」を導入する。また、それぞれの機能が連携する意味合いを明確にするため、これ以降それぞれを「体育館部門」、「付帯部門」として表現する。

5-2. 整備方針

基本コンセプトのもと、新体育館に求められる機能を体系的に整理するとともに、めざすべき整備方針を定める。

(1) 導入機能の設定

①新体育館に求められる機能

既存施設の問題点の分析・整理、及びアンケートによる市民ニーズの把握・整理から、各部門の課題を整理し、その解決のために求められる機能を導き出す。

1) 体育館部門

課題	求められる機能
サークル・団体の競技練習等の環境の充実	球技・武道などに利用できるアリーナ機能 ダンスなどの種目に利用できるスタジオ機能
地域の市民競技大会の場の確保	球技・武道などに利用できるアリーナ機能 観覧機能
レクリエーション・イベントの場の確保	フレキシブルに利用できるアリーナ機能 多目的に利用できるスタジオ機能
個人で気軽にスポーツ・運動に親しめる環境の充実	スポーツ教室などに利用できるスタジオ機能 ランニングコースなどの健康増進機能
健康づくりの拠点としての機能の充実	体力測定などができる健康増進機能

2) 付帯部門

課題	求められる機能
交流の場の充実	エントランス・ロビーなどの滞留機能 フリースペース機能 掲示板などの情報発信機能 飲食機能 会議・研修機能
休憩の場の確保	ロビーなどの滞留機能 飲食機能
誰もが使いやすい快適性の充足	駐車・駐輪機能 託児機能 ロッカー・シャワーなどのサービス機能
活動のオープン化（見える化・発信）と共有化の促進	ロビーなどの滞留機能 掲示板などの情報発信機能

(2) 部門別整備方針

① 体育館部門

体育館部門の課題を背景とした、求められる機能を踏まえ、整備方針を定める。

市民誰もが多様なスポーツ・運動に親しめる場

- ・ 種々の競技スポーツをはじめ、健康づくりを目的としたスポーツ活動に取り組めるような参加者主体の施設
- ・ サークル・団体や関係機関などが連携を図りながら、地域ネットワークの構築とその強化・活性化に資する施設
- ・ 指導者や総合型地域スポーツクラブの育成・支援を視野に入れた施設

② 付帯部門

付帯部門の課題を背景とした、求められる機能を踏まえ、整備方針を定める。

幅広い交流を育む、市民に身近な憩いの場

- ・ 幅広い世代の交流を生み出す、人づくり支援施設
- ・ 気軽に立ち寄れる、憩いの施設
- ・ 子育て世代が利用しやすい施設

5-3. 配慮すべき事項

他都市における先進的な事例や計画予定地の現況分析を踏まえ、施設建設にあたって配慮すべき事項を整理する。

(1) アクセス・動線への配慮

本施設は行政施設等が立地する市の中心部に位置するため、誰もが訪れやすい施設として、人の流れ（アクセス・動線）に留意し、「まちの魅力づくり」や「賑わいづくり」に寄与することが求められる。施設整備に向けて、アクセス・動線に関して特に配慮すべき事項を以下にあげる。

- 自動車・自転車・歩行者の動線に配慮し、誰もが安全にアクセスできる環境を整えとともに、気軽に立ち寄りたくなる工夫の導入を図ること
- 良好な歩行空間の整備など、歩行者アクセスに配慮すること
- 適切な駐輪場・駐車場の位置・規模を備えること

(2) 景観への配慮

門真市都市計画マスタープランにおいて、計画予定地は「都市基盤整備」と合わせた「景観づくり」が求められる地区であり、景観に関して特に配慮すべき事項を以下にあげる。

- 地域性に配慮し、市民が愛着を感じられるデザインとすること
- 新たなシンボルとして、まちのイメージを高めるデザインとすること
- 施設へのアクセス道路からの見え方、電車の乗客からの見え方など景観に配慮した建物とすること

(3) 防災への配慮

東日本大震災発生以後、自然災害発生時における公共施設の役割が改めて注目されており、特に、体育館は地域の避難所、復旧・復興の拠点など防災拠点としての機能も求められるため、防災に関して特に配慮すべき事項を以下にあげる。

- 地震や洪水等の災害に強い建物構造とすること
- 防災備蓄倉庫・非常用発電機の設置など、災害時に避難所として機能することを想定した計画・整備を行うこと

- 災害時においても、一定の施設機能が維持できる備えを行うこと
- 施設に合わせて広場などを整備する場合は、防災機能・避難所機能などを想定して計画・整備すること

(4) 環境への配慮

近年の環境配慮や低炭素社会に関する社会的な意識が高まってきており、その先導的なモデルとして、環境に関して特に配慮すべき事項を以下にあげる。

- 省エネルギー・省資源に積極的に取り組み、環境への負荷を低減する施設とすること
- 計画予定地の周辺環境には公園や緑が少ないため、広場などのオープンスペースの創出や施設及び敷地内の緑化を積極的に行うこと
- 新エネルギー設備の導入や環境マネジメントシステムの導入など、環境配慮に対する取り組みを積極的に行うこと

(5) その他配慮すべき事項

その他、特に配慮すべき事項を以下にあげる。

- ユニバーサルデザインの導入など、誰もが利用しやすい施設とすること
- 建物の長寿命化を図るとともに、建設コストの低減だけでなく、維持・管理・運営コストの低減を図ること
- 施設建設のプロセスでは、地域経済の活性化に寄与するよう配慮すること

参考資料

参考資料 1.

門真市新体育館・生涯学習複合施設建設基本構想・基本計画策定委員会

- (1) 設置要綱
- (2) 委員名簿

参考資料1. 門真市新体育館・生涯学習複合施設建設基本構想・基本計画策定委員会

(1) 設置要綱

(設置)

第1条 新体育館・生涯学習複合施設の建設に伴う諸問題を整理し、課題を検討するとともに、同施設の建設に向けた基本的な考え方を打ち出すため、門真市新体育館・生涯学習複合施設建設基本構想・基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、基本計画を策定する。

- (1) 新体育館・生涯学習複合施設建設基本構想・基本計画（以下「計画」という。）の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから門真市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会教育委員
- (3) 公民館運営審議会委員
- (4) 図書館協議会委員
- (5) スポーツ推進委員協議会委員
- (6) 門真市文化団体委員
- (7) 門真市体育団体委員
- (8) 門真市幸福町・垣内町・中町まちづくり協議会委員
- (9) 総合政策部長
- (10) 総務部長
- (11) 都市建設部長
- (12) 教育委員会事務局生涯学習部長

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成25年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会の設置)

第7条 委員会の円滑な運営のため、委員会に門真市新体育館・生涯学習複合施設建設基本構想・基本計画策定委員会幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

- 2 幹事会は、計画の策定への実務的事項を協議する。

(幹事会の組織等)

第8条 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。

- 2 幹事長は地域教育文化課長、副幹事長は企画課長の職にある者をもって充てる。
- 3 幹事は、次に掲げる職にある者とする。
 - (1) 危機管理課長
 - (2) 障がい福祉課長
 - (3) まちづくり課長
 - (4) 営繕住宅課長
 - (5) 建築指導課長
 - (6) スポーツ振興課長
 - (7) 図書館長
 - (8) 地域教育文化課文化振興グループ長
 - (9) 生涯学習センター長
 - (10) スポーツ振興課長補佐
- 4 幹事長は、幹事会を総括する。
- 5 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し、その議長となる。
- 6 幹事長は、幹事会における協議事項を委員会に報告しなければならない。

(関係者の出席等)

第9条 委員会又は幹事会は、必要があると認めるときは、幹事会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第10条 会議は、公開する。ただし、委員会の決定により、非公開とすることができる。

(報告)

第11条 委員会は、委員会の会議における検討経過又はその結果について、必要に応じて教育長に報告しなければならない。

(庶務)

第12条 委員会及び幹事会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習部地域教育文化課において行う。

(細目)

第13条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(2) 委員名簿

門真市新体育館・生涯学習複合施設建設基本構想・基本計画策定委員会 委員名簿

	要綱上の区分	氏名	所属・団体名称
1	学識経験者	下村 泰彦	大阪府立大学大学院 教授
2	学識経験者	今西 幸蔵	神戸学院大学 教授
3	門真市社会教育委員	桂 千恵子	公益財団法人大阪体育協会副会長
4	門真市公民館運営審議会委員	宮本 博久	文化会館サークル代表
5	門真市図書館協議会委員	石原 正子	絵本ことの葉会代表
6	門真市スポーツ推進委員 協議会委員	山田 秀二	スポーツ推進委員協議会副会長
7	門真市文化団体委員	清澤 悟	アートルীগ門真代表
8	門真市体育団体委員	岡本 富男	門真市体育協会卓球連盟会長
9	門真市幸福町・垣内町・中町 まちづくり協議会委員	川村 光世	まちづくり協議会会長代理
10	総合政策部長	稲毛 雅夫	総合政策部長
11	総務部長	森本 訓史	総務部長
12	都市建設部長	中野 勝利	都市建設部長
13	教育委員会事務局 生涯学習部長	柴田 昌彦	教育委員会事務局 生涯学習部長

門真市新体育館建設基本構想

平成24年9月発行

門真市教育委員会事務局 生涯学習部 地域教育文化課

〒571-0055 門真市中町1-30（門真市役所第2別館）

電話 06-6900-1818